

令和2年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和2年3月11日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

| | | | | | | | |
|----|---|----|----|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 河野 | 龍二 | 副委員 | 長 | 金子 | 恵 |
| 委員 | | 八木 | 亮三 | 委員 | | 西田 | 健 |
| 委員 | | 浦川 | 圭一 | 委員 | | 内村 | 博法 |
| 委員 | | 安藤 | 克彦 | 委員 | | 西岡 | 克之 |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

| | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|
| 議会事務局長 | 谷本 | 圭介 | 参事 | 森本 | 陽子 |
|--------|----|----|----|----|----|

説明のため出席した者

| | | | | | |
|----------|----|-----|---------|----|-----|
| 住民福祉部長 | 中嶋 | 敏純 | 住民福祉部理事 | 栗山 | 浩二 |
| (住民環境課) | | | | | |
| 補佐 | 長谷 | 裕志 | 係長 | 池田 | 麻夢 |
| 主査 | 永江 | 礼美 | 主任 | 園田 | 勇蔵 |
| (福祉課) | | | | | |
| 課長 | 細田 | 愛二 | 課長補佐 | 山口 | 総一郎 |
| 係長 | 島 | 美紀 | 係長 | 江口 | 美和子 |
| 主任 | 本多 | 啓子 | | | |
| (こども政策課) | | | | | |
| 課長 | 村田 | ゆかり | 課長補佐 | 北野 | 靖之 |
| 係長 | 藤吉 | 有見 | 主任 | 久原 | 彩 |
| 主任 | 神崎 | 勇典 | 主任 | 堤 | 圭一郎 |
| 高田保育所長 | 松尾 | 郁子 | 課長補佐 | 古賀 | 洋 |
| | | | | | |
| 健康保険部長 | 辻田 | 正行 | | | |
| (健康保険課) | | | | | |
| 課長 | 志田 | 純子 | 課長補佐 | 渡辺 | 房子 |
| 課長補佐 | 木澤 | 奈津代 | 係長 | 松田 | 祐貴 |

(介護保険課)

| | | | | | |
|---|---|------|---|---|------|
| 課 | 長 | 堀池英二 | 参 | 事 | 中村宰子 |
| 係 | 長 | 浦川真 | 主 | 事 | 丸野隆博 |

本日の委員会に付した案件

議案第19号 令和2年度長与町一般会計予算

開 会 9時26分

散 会 16時45分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の総務文教常任委員会を開会します。令和2年度第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会の付託を受けました議案第19号令和2年度長与町一般会計予算の件を議題とします。

本日は健康保険部所管の質疑を行います。本案について提案理由の説明を求めます。
辻田部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

おはようございます。健康保険部所管の一般会計当初予算の審議よろしくお願ひします。健康保険部では健康保険課、介護保険課の両課になります。一般会計での歳出につきましては、3款民生費、4款衛生費が歳出項目になります。それに伴う歳入ということで、それぞれ計上をしております。詳細につきましては、課長の方から説明させます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは健康保険課所管について質疑を行いたいと思います。説明を求めます。
志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

おはようございます。ただいまから健康保険課につきまして、歳入より説明をさせていただきます。今日はよろしくお願ひいたします。

それでは最初に説明書の12、13ページをお開きください。11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金3節老人福祉費負担金、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金660万6,000円は、当町より長崎県後期高齢者医療広域連合に1名派遣しております職員の給与及び共済組合等の経費となります。次に18、19ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち国民健康保険基盤安定負担金3,505万7,000円は、低所得者の多い国民健康保険に対する国の財政支援分で7,011万5,718円の2分の1が交付額となっており、前年度比430万2,000円、14.0%の増額となっております。13款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金。20、21ページをお開きください。3節老人福祉費補助金、老人保健事業推進費等補助金のうち569万6,000円が健康保険課分となります。同じく3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金、疾病予防対策事業費等補助金387万円は、がん検診の総合支援事業に係る補助金で乳がんと子宮がん検診の無料クーポン対象者の自己負担分と事務費相当額及び精密検査無受診者に対する受診再勧奨に関する事務費として80万8,000円、緊急風疹抗体検査等に係る補助金として306万2,000円の合計額になります。13款国庫支出金3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金674万2,000円は、国民年金に対する事務委託金です。前年度比59万6,000円、8.1%減少しております。次に22、23ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費委託金3億9,201万8,000円のうち国民健康保険基盤安定負担

金は1億640万円で、保険税軽減分として4分の3、国保財政支援分として4分の1の交付となっており、前年度比806万円、8.2%増加しております。同じく後期高齢者医療保険基盤安定負担金5,986万3,000円は保険料軽減分として4分の3の交付となっております。前年度比242万3,000円、4.2%の増加となっております。2項県補助金3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金228万1,000円のうち健康保険課分は健康相談や健康教育、健診等の健康増進事業に係る健康増進事業費補助金186万2,000円と、来年度から中学校で開始するフッ化物洗口推進事業に係る補助金12万3,000円の合計額になります。次に30、31ページをお開きください。17款繰入金1項特別会計繰入金2目後期高齢者医療特別会計繰入金1節後期高齢者医療特別会計繰入金は、存目計上いたしております。次に32、33ページをお開きください。19款諸収入4項受託事業収入1目後期高齢者医療受託事業収入1節後期高齢者医療受託事業収入2,412万1,000円は前年度比1,248万9,000円、約2倍と大幅に増加しております。長崎県後期高齢者医療広域連合より3つの事業を受託することになっています。1つ目の事業は健康診査事業です。受託人数を昨年度より400人増加し1,700人と見込み1,412万9,000円計上しております。2つ目の事業は健診も医療機関も受診してない方を対象とした健診・医療無受診者調査指導事業として19万2,000円計上しております。対象者を33名と見込み、看護師による訪問を行い実態把握と受診勧奨を行います。3つ目の事業は高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化を図る事業で980万円計上しております。この事業は高齢者の保健事業、介護予防事業を市町村で一体的に実施し、高齢者のフレイル状態に着目した疾病予防を行うものです。医療介護データを解析し、対象者には専門職による個別支援を行います。また、地域での通いの場を利用し地域の特性に合った健康教育を行うとともに、個人のフレイル状態を把握し、一人一人に合った支援を行います。次に34、35ページをお開きください。同じく5項雑入1目雑入のうち上から19段目の後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち64万3,000円が当課所管分で、健康ポイント事業と健康まつりに係る補助金になります。その下4段目の在宅当番医制事業運営負担金は、西彼杵医師会に委託してる在宅当番医制事業に対して、西海市及び時津町からの負担金です。事務局である長与町がまとめて支払うもので、歳出分に当町分も合わせた315万円を計上いたしております。さらに4段下の臨地実習受入謝金10万円は、保健師、栄養士、歯科衛生士の学生実習受入れ時の謝金となっております。さらに5段下の保健事業参加者負担金のうち健康保険課分は1万8,000円で、学童クラブ等での調理実習参加者負担金を計上いたしております。

次に歳出について説明いたします。88、89ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費3目国民年金事務取扱費1,506万6,000円は前年度比529万6,000円、54.2%増加しております。主な要因といたしまして1節報酬103万1,000円、3節職員手当のうち5万円、4節共済費のうち15万3,000円は育児休

業代替職員の費用を計上しております。8節以下の事務費につきましては前年度とほぼ同額を計上しております。次に90、91ページをお開きください。5目国民健康保険費3億568万2,000円は前年度比603万円、2%増加しております。2節から4節までは、健康保険部長、健康保健課長を含めた職員10人分です。27節繰出金2億3,647万1,000円は前年度より1,104万2,000円増額しております。国民健康保険基盤安定負担金の増額が主な要因です。次に102、103ページをお開きください。3項老人福祉費3目後期高齢者医療費1節報酬401万9,000円は、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化を図る事業で、地域で行う健康教育や訪問を行う保健師、管理栄養士、歯科衛生士の報酬となっております。次に104、105ページをお開きください。8節旅費15万2,000円は会計年度任用職員通勤手当です。10節需用費29万3,000円は訪問時に使用するリース車燃料費や消耗品等を計上しております。12節委託料1,384万3,000円は後期高齢者健康診査1,700名分と健康管理システム改修等になります。13節使用料及び賃借料48万円は公用車リース代になり、いずれも高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化を図る事業に係る経費になります。18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金4億1,564万円は前年度比2,274万3,000円、5.2%減少しております。県広域連合の試算額のうち負担対象額の10分の1を町が負担することになっており、県全体の医療費の減額によるものです。同じく27節繰出金1億15万5,000円は長与町後期高齢者医療特別会計への繰出金です。昨年度より183万8,000円増額計上しております。保険基盤安定負担金の増額によるものです。

4款衛生費1項保健衛生費のうち1目、2目、4目が健康保健課所管分です。初めに1目保健衛生総務費1億1,111万8,000円は前年度比867万円、8.5%増加しております。1節から19節までの主な内容といたしまして、1節報酬245万1,000円は健康センターの一般事務補助パート職員の報酬と健康ポイント体組成測定時の看護師及び一般事務補助パートの報酬、健康ながよ21活動時の歯科衛生士の報酬を計上しております。2節から4節までは健康保険課職員8名分の人件費となっております。7節報償費524万1,000円のうち健康ポイント事業参加者報償費を490万円計上しております。令和2年度は参加者2,000人分を見込んでおり、住民へのインセンティブとして1人最高5,000円相当を設定しております。10節需用費182万1,000円のうち78万7,000円が健康ポイント事業関連のものとなっております。昨年度より新規募集を200名減らしておりますので、歩数計やファイル等の消耗品を減額しております。11節役務費236万5,000円は前年度より20万5,000円増額しております。健康ポイント事業参加者全体人数を増やしておりますので郵送代等が増加しております。12節委託料366万6,000円のうち在宅当番医制事業運営委託料として315万円西彼杵医師会に委託しております。14節原材料費6万3,000円はふれあいセンターにありますピザ窯の修繕をするための材料になります。

18節負担金、補助及び交付金867万1,000円は前年度より180万4,000円増額しております。主な要因として病院群輪番制病院負担金の増額によるものです。108、109ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費1億4,481万1,000円のうち健康保険課所管分は3,176万6,000円になります。1節報酬8万6,000円のうち2万9,000円が当所管分で一般事務補助パート分になります。11節役務費は風疹クーポン郵送のため22万7,000円計上しております。12節委託料1億4,326万7,000円のうち2,128万9,000円が当所管分です。高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、風疹の予防接種委託料、結核検診の委託料を計上しております。次に110、111ページをお開きください。4款1項4目健康増進費5,857万9,000円は前年度比28万5,000円、0.5%増加しております。1節報酬47万3,000円は健康教育、健康相談を行う際の保健師、管理栄養士等の給与になります。112ページ、113ページの説明をさせていただきます。4款1項4目12節委託料につきまして、健康診査委託料が5,411万5,000円になります。これにつきましては、がん検診そして成人健診等の委託料を計上しております。18節負担金、補助及び交付金につきましては食生活改善推進協議会補助金が18万円、長与町健康づくり推進協議会補助金が7万円、それと来年度から新たに中学生を対象としたフッ化物洗口推進事業費補助金が20万4,000円となっております。

次に主要な施策に移ります。主要な施策の17、18ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費5目国民健康保険費になります。同じく3項老人福祉費3目後期高齢者医療費につきましては高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費につきましては健康ポイント事業を計上しております。次に25ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬費一覧でございます。上段3番目に健康保険課分がございます。次に34ページをお開きください。補助金負担金一覧でございます。上から2段目が健康保険課分でございます。後期高齢者医療給付費負担金は県広域連合の試算額のうち負担対象額の12分の1を町が負担することになっております。長崎縣市町村保健師会負担金につきましては5人分、長崎県栄養士会会費につきましては3人分の会費となっております。病院群輪番制病院負担金につきましては人口で按分しております。補助金につきましては食生活改善推進協議会、長与町健康づくり推進協議会、両団体とも昨年と同額としております。フッ化物洗口推進事業補助金は私立の幼稚園、保育園につきまして補助を行っております。次に38ページをお開きください。市町村交付金が充てられる社会保障施策に要する経費になっております。健康保険課分は社会保障費の後期高齢者医療保険事業と保健衛生費の高齢者医療事業、疾病予防対策事業と健康増進事業になっております。

以上が健康保険課分になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まずは歳入のページを追っていきたいと思います。12、

13ページは11款1項1目民生費負担金3節老人福祉費負担金の後期高齢者広域連合職員の負担。質疑があればお願いします。次が20、21ページ、13款2項2目3節と3目1節。質疑はありませんか。あとずっと下りて13款3項2目1節国民年金事務委託金、次のページの14款1項1目民生費1節社会福祉費負担金の国民健康保険と後期高齢者、質疑はありませんか。

24、25ページは14款2項3目1節健康増進事業補助金と長崎県フッ化物洗口推進事業補助金。質疑はありませんか。

次が30、31ページ。17款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金。32、33ページは19款4項受託事業収入1節後期高齢者医療健康受診受託費ということでの説明がありましたけども、質疑はありませんか。次が34、35ページ。雑入のところは、それぞれ皆さん確認してると思います。歳入全般で質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

33ページの19款4項1目後期高齢者医療受託事業収入の一番下、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費が980万円になってまして、主要な施策の説明書の方を見ると、この高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が予算額472万3,000円となってるんですが、この差はどういうことになるのか御説明をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施業務委託費につきましては、広域連合から受託費を貰って事業を実施するものになるんですけども、その費用に係る広域連合からの受託費が2種類ありまして、1つは正規職員の人件費に係る部分が580万円が上限額となっております、もう1つが高齢者に対する支援の事業費に係る部分が400万円となっております。この2つの受託費を組み合わせると事業を実施することになるんですけども、事業費に係る部分としては400万円となりますので、主要な施策については400万円で計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

同じところで申しわけないんですが、新規事業ということなので詳しくお聞きしたいと思うんですが、高齢者の健康課題の把握と分析ということで、その後個別指導を行うという一連の事業になるかと思うんですが、高齢者の対象と言ってもかなりな数かと思うんですね。むやみやたらに健康課題の把握っていても大変なのかなということで、こういうのが成人健診とか、そういうものからの情報で対象者が決まっていくのかなと思うんですが、この事業内容を詳しく教えていただけたらと思います。

○委員長（河野龍二委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

まず、医療介護のデータ分析ってということなんですけども、使うデータが医療のレセプト、特定健診、介護のレセプト、そして要介護認定の部分。こういうところを分析して、数はかなりのものになるかと思うんですけども、そのために正職とかも1人付けるというような状況になっておりまして、ここでしっかり分析をして、絞り込んで、その方に合った、例えばその方が歯の状況がというようでしたら歯科衛生士が訪問をして、そして歯科医院に行かないといけないとか、そういう繋ぎをしたりとか、そういうふうな事業になってきております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

雑入の真ん中辺りの後期高齢者医療制度特別対策補助金が、先程の説明で健康保険課が64万円、あとは福祉課かなと思うんですが、今年度の当初予算だと74万1,000円になって、30年度の決算額も90万円ぐらいだったと思うんですが、これが倍ぐらいになっているのは、健康保険課の方で何か理由がありますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち健康保険課分の予算としましては平成31年度予算が6万7,000円で、令和2年度が64万3,000円ということで大きく上がってるんですけども、平成31年度予算を立てるときは健康ポイント分の事業費については補助対象になるかどうか分らなかったんで、健康まつりの分だけを当初予算では計上していた状況ですけども、結果的に補助が付くということになりましたので、今年度の実績としては健康ポイント分も補助が対象になったということになります。ということで、令和2年度分については当初予算から健康ポイント分も上げておりますので、64万3,000円ということで増額計上をしているということになります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと64万円のうち6万円が健康まつりで、残りは全部、健康ポイント事業ということでよろしいでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

健康まつりが6万4,000円、健康ポイントが57万9,000円という内訳です。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

前に戻って申しわけないんですけども、後期高齢者健康診査委託料。歳入のところで少し質疑もありました。確認ですけども、後期高齢者医療健診受託費がこの委託料として歳出されるので間違いないですか。そこ最初に確認したいと思います。

○委員（金子恵委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

歳出のところで、健康診査の委託料として支出した額と広域連合から市町村への事務手数料1件当たり300円を上乗せした分が受託費として入ってきますので、歳出予算よりも歳入予算が上回るということになります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

105ページの12節委託料の後期高齢者健康診査委託料は、受託事業収入のどれとどれに当てはまるんですか。

○委員（金子恵委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者健康診査に係る広域連合からの受託費に対応する歳出予算は104ページ、105ページの3款3項3目12節委託料の後期高齢者医療健康診査委託料1,362万円に対応しているものですので、歳入予算が1,412万9,000円に対し、歳出予算が1,362万円になります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると歳入の受託収入の中で説明の欄の2番目、健診・医療無受診者調査指導事業業務受託費は、例えば人件費の中で配分されてるので項目として出てこない部分があるのか。もう1つ、先程主要な施策の説明書の中の高齢者の保健事業と介護予防一体実施も予算が分散化されて、項目として非常に分散化されてる中でやられるのか。そこら辺がどこにどの事業が入ってるのかちょっとよく分からないもんで、そういうふうな回

答ならそれで構いませんけども、お願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

33ページの歳入予算の健診・医療無受診者調査指導事業業務委託費19万2,000円に対応する歳出予算は、103ページの3款3項3目1節報酬のうち看護師パート報酬の12万9,000円、105ページの8節旅費15万2,000円のうち8,000円。対象事業費としては今申し上げたものに充当されるということになります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

もう一つ、高齢者の保健事業と介護予防の一体事務業務委託費980万円。先程人件費が580万円掛かるということで、あと400万円が事業費だと言われましたけども、その事業費の400万円分は各人件費だとか、いろんな旅費だとかに振り分けられているという理解でよろしいですか。

○委員（金子恵委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

はい、おっしゃるとおりに各事業費に振り分けられております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

主要な施策の説明書、委託料3,000円という数字が出てるんですね。その場合は、ここで言う公用車洗車委託料の3,000円分に該当するんですか。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

河野委員がおっしゃるとおり洗車料の方に係っております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

受託して様々な経費に必要なはなると思うんですけども。通常の一般経費でも出るものじゃないのかなっていう気がしてならないんですけどね。この受託費を使う、通常の一般経費を減らす意味ではこっちに回したという部分があるのかなと思うんですけども。この補助金はそういう意味ではそういう部分にも使っているというふうな内容の受託。例えば保健予防医療に使うというふうな、限定されてない形で受託をされてるんですか。

例えば一般経費ですよね、公用車の洗車というのは。それにも使っていていいというふうな形での受託費用になっているのか。もう一度そこを確認させていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

今回のこの事業は人件費に幾ら、事業費に幾らというふうに2つに分かれておりまして、事業費につきましては細かく指示がまだ出てないので各市町村、何に幾らっていう項目については、市町村が必要と思った部分を計上してるという状況になっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

予算の仕組みは理解しました。あと対象が1,700人いらっしゃるわけですよね。1,700人、一人一人の状況に応じて対応をしていくと言われましたよね。データを分析してと。1,700人の一人一人となると、相当大変な業務にならないかなって思うんですけども。私の理解が間違っていたら、改めて説明していただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業では、高齢者の方の虚弱な状態にある方を早期に発見して、それが介護状態にならないためのいろんな個別指導であったり、集団での指導をしていくというふうになっておりますので、まずはその検診の中で、問診で拾い上げをしたり、血液検査のデータで低栄養状態にあるとか、そういう健康状態にある方を拾い上げて、その方達に個別に必要な医療に繋がるような支援をしたり、栄養士とか歯科衛生士による指導をしたり、その方達が継続的に健康活動を続けられるように通いの場に繋がるように支援をして、通いの場の中で集団的な指導をすることで高齢者全体の介護予防を取り組んでいくっていうふうになっておりますので、まずは健診を受けていただいて、その中から虚弱な状態に当てはまっている方を拾い出していくという作業になっていきます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

1,700人と言われたのは検診の対象者、受けるだろうと。お願いします。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

1,700人につきましては健診を受ける見込み人数になっております。以上です。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると今回の予算処置で1,700人の方が全て受けてもらえれば、一定成果が出てくる部分になるのかなというふうに思うんですけども。これまでは、どれぐらいの受診率なのか。そこはどのような状況になってますか。

○委員（金子恵委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

1,200名ぐらいの方が健診を受けてもらっております。先程木澤が言いました1,700人っていうのは、受診をする人数が増えておりまして、それを考慮して令和2年度は1,700名受けるだろうというふうにしております。さっきの健診の血液検査とかそういうのはもちろんのこと、あとは医療費のレセプトとかもありますので、その辺も併せて絞り込みをしていきたいというふうに思っております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

一定理解しました。あと全然違う項目で105ページの18節。これは考え方をお伺いしますけども、以前まで後期高齢者の葬祭費が出てたと思うんですよ。後期高齢者が始まって、国民健康保険は葬祭費が3万円でしたか。後期高齢者になると2万円ということで、75歳以上過ぎると葬祭費の差が出てくるということで町単独で支出してた部分があったと思うんですけども。今回の予算、当初に出てないんですけども、これは後期高齢者医療制度の中での葬祭費が金額が上がったものなのか。それとも当初予算に組みなかった状況があるのか。それとも、もう廃止にしたのか。お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

葬祭費につきましては、後期高齢者の方に対する広域連合からの葬祭費が以前から2万円ございまして、長与町で決めている国民健康保険の葬祭費が3万円となっておりますので、国保と合うように町から独自で1万円を追加して支給をしておったんですけども、国民健康保険の方が長崎県で統一されまして、葬祭費につきましても統一をすることになりまして、葬祭費の支給の額が市町によって異なっておりまして1万5,000円から3万円まで開きがありましたので、最も採用している市町の数が多い2万円というところで県統一の方針の中で決めましたので、国民健康保険の葬祭費の変更に伴いまして、後期高齢者分の追加の葬祭費を廃止したということになります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

歳出の109ページ、感染症予防費の風疹抗体検査の件ですけれども。昨年からの継続事業だと思うんですが、まず元年と2年の対象者、それと受診者。これは元年受診者、あるいは2年対象者も元年に接種できると思ったので、それぞれ教えていただければと思います。途中なんでデータを持ってるかどうか分からないですけど、そこも含めて。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

風疹抗体検査の今年度の対象が昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方で1,961名の方にクーポンをお送りしております。来年度以降の対象である昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方は、今のところ2,694名対象の方がいらっしゃいまして、希望する方には随時クーポンを発行しておりまして、現在78名の方が個別にクーポンを送っております。今年度と来年度以降の方の受診者数を分けていないんですけれども、今年度12月までの受診実績で抗体検査をされた方が368名。そのうち抗体が陰性であって定期接種をした方が69名いらっしゃいました。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

昨年6月の1号補正で組まれたわけですが、そのときの金額と見て若干多いんですよ、今回の予算が。と言うことは対象者が増えた分がまず1つあるのかな。対象者が700名ぐらい増えてるんですかね。で、この受診率が低調かなど。受診率、接種率って言うんですか。国からの財政措置がかなりの部分あると思うんですけども、令和元年度対象者に対しても翌年度受診が可能だと思うので、そこへの働きかけですね。そういったのをどのように行っていくのかっていうのを伺います。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

今年度クーポンをお送りしていた方には、1月に再受診勧奨の通知をお送りしておりまして、1月からは問い合わせなども増えておりまして、もう少し受診者が増えてるかなと思っている状況です。先程安藤委員が申されましたように、今年度の対象の方も、来年度も引き続き同じクーポンを使って接種ができるようになっておりますので、それは3月末か4月に入りましてから改めて通知をして、できるだけ早いうちに受けていただくようにということで通知をする予定です。それに併せて来年度に入りましてから、

来年度対象である方たちにもクーポンの発行を行いまして、受診勧奨を進めていきます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

参考までに2年度、いつ頃の発送なのか。前回、若干フライング気味だったんですけども、今回は予定を教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

4月に入りましてすぐにクーポンの印刷の委託を行いまして、4月末か5月の頭ぐらいには送れるように準備をしたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

107ページの4款1項1目7節報償費、こちら健康ポイント事業のことだと先程御説明いただいたと思うんですが、先程の御説明だと参加者の見込みが2,000人で、ポイントの最大1人当たり5,000円ということで良かったでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

一般会計で計上している報償費が、2,000人のうち1,400名分を出すようにしております。残り600名分は国保の方で按分をしております。1,400名のうち最大が5,000ポイントなんですけども、平均して大体7割ぐらいが皆さんポイントを取得されるかなということで、1,400人掛ける0.7で予算を計上しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと戻って先程の風疹のクーポンの件なんですけれども、こちらに上がってるクーポン券作成委託料68万8,000円というのは、あくまで来年度送付の方のクーポンの作成料であって、未受診の方には黄色いはがきで確か通知を送られたと思うんですが、そちらは例えば印刷費とか、そういうところから出るのでしょうか。このクーポン券作成委託料はあくまで、来年度の方のクーポンの作成料だけでよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

予算では来年度分の方のクーポン作成委託料と郵送料を用意しておりまして、また受診勧奨の場合は別個になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで健康保険課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で10時50分まで休憩いたします。

（休憩 10時37分～10時48分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいまより介護保険課の質疑を行います。本案の提案理由について説明を求めます。

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

皆さんおはようございます。よろしく申し上げます。それでは令和2年度長与町一般会計当初予算の介護保険課所管分につきまして予算に関する説明書の事項別明細書により御説明いたします。まず歳入ですが18ページ、19ページをお開きください。13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金1,431万8,000円になります。消費税に伴う低所得者への介護保険料軽減策として、国2分の1、県4分の1、町4分の1の割合で公費負担することとなっております。負担率が第1段階は0.375から0.3へ、第2段階は0.575から0.5へ、第3段階は0.725から0.7へ軽減となっております。参考までに軽減の対象者は、第1段階1,543人、第2段階696人、第3段階619人になります。22ページ、23ページをお開きください。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金715万9,000円につきましては保険料軽減措置の県負担分でございます。次に14款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金の介護保険低所得者特別対策事業費補助金6万円になります。社会福祉法人等が行う利用者への負担額減免対策費として、県が基準額の4分の3を補助するものでございます。以上が歳入の部でございます。

続きまして歳出になります。102、103ページをお開きください。3款民生費3項老人福祉費2目介護保険費でございます。総額5億6,882万8,000円は前年度比7,462万円の増となっております。2節、3節、4節は介護保険課の職員の給料手当関係で、総額7,090万9,000円は前年度比86万3,000円の減となっております。10節需用費、消耗品費8,000円は一般事務用品分でございます。18節負担金、補助及び交付金では、社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金でございます。これは歳入で説明しました社会福祉法人が低所得者に対し、介護給付自己負担分と食費等の負担を減免した場合、社会福祉法人に対して補助を行うものでございます。27節繰出金4億9,783万1,000円は前年度比7,548万3,000円の増とな

っております。介護保険給付費や地域支援事業費の制度負担分、国が25%と39%の部分があります。県が12.5%と19.5%の部分、同じく町も12.5%と19.5%の部分があります。それと事務費相当分ということで、こちらの方を含めて計上いたしております。並びに低所得者保険料軽減負担金を介護特会へ繰り出すものでございます。

それから主要な施策ということで、17ページ、18ページ、それから34ページに介護保険課分を記載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。ページ数が少ないので歳入歳出同時に質疑を行いたと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ここで直接出てくる費目じゃないので聞いていいか分からないんですが、介護保険特別会計に繰り出す金額があるということでお伺いしたいんですが、先日も議場の方で質問をさせていただいた介護保険特別会計の中の在宅介護者見舞金、今まで利用者がほとんどいないものが、24名分急に予算が計上をされている。自宅介護する方が増えているからというような御答弁だったと思うんですが、基本的に介護サービスを使ってない人にしか支給されないということで、これまでもほとんど利用者がいなかった見舞金なんですが、急に利用する人が増える見込みというのが、もう一度御説明をお願いできますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

在宅介護見舞金につきましては、前年より66万増で計上いたしております。増の理由といたしましては、国において今年度に入ってから地域支援事業実施要綱改正が行われ、対象者の条件が緩和されたため支給増を見込んでおります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その緩和っていうのは具体的に分かりますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

地域支援事業実施要綱の改正の内容について少し御説明いたします。改正前は対象といたしまして介護サービスを受けていない中等度。つまり介護3以上の介護者を現に介護している家族を慰労するための事業というふうに記載されておりますが、今回の改正

で変わった点というのが、まずは事業実施前1年の間において、介護サービスの中で福祉用具貸与、特定福祉用具販売または住宅改修のみを利用する要介護者は入りますということ。それからあと事業実施前1年の間における介護サービスの利用日数の合計が10日以内の要介護者は入りますということ。そして、要介護3以上の要介護者ということは、まず記載はされているんですが、ただし認知症高齢者の日常生活自立度が2以上の要介護者。つまり認知症高齢者の日常生活自立度というのが1から5段階あるんですが、その中の全く問題が無い1ではなく、2というのが日常生活に支障をきたす症状があるが誰かが注意していれば自立がOKというレベルになります。これ以上のものであったら要介護2であっても要件となりますということで、ずいぶん今までとすると緩和がありましたので、これに沿って本町でも見直しをしたいというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

歳入と歳出にそれぞれ関わるんですけども、説明の中で低所得者保険料軽減負担金の説明が詳しくされました。0.3になる方が154人、0.5が696人、0.7が619人ということで、これ全体の介護保険料負担人数の割合のどれくらいを占めるものなのか。そこをまずお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

介護保険の有資格者というのが2月末時点で1万832人いまして、その数字で1段階、2段階、3段階の人の合計を割ると26%ほどになります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

この数字は比較的少ない方なのか、それとも一定多いというような状況なのか。その辺が分かれば教えていただきたいと思いますけど。

○委員（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

詳しいものは持ち合わせてはいないんですけども、他市町と比べまして長与町に関しては低所得者の割合は低いものと思われま。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

次103ページ、金額的には少ないんですが社会福祉法人等利用者負担額軽減対策費補助金で、いろいろデイサービスだとかの低所得者の利用に対して社会福祉法人が減額した場合に、それに対する補助金を出すという御説明でした。どれくらいの事業所がそういう対応をされてるのかですね。独自の減免なんですよ、低所得者に対して。そこら辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

堀池課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

社会福祉法人が補助するものということで、平成27年から30年まで決算ベースでは実績が上がっておりません。それ以前につきましては1か所、時津荘の方が行っていた実績があります。最近の実績はありませんが、申請があった場合のために1名分ということで計上させていただいております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

今1名分と言われた。対象は人数になるんですか。その施設で利用した1名分という基準で積み上げていくんですか。もう一度そこら辺をお願いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらが低所得者で対象になる方がいらっしゃって、その方に社会福祉法人が軽減をした場合、要件を満たしたら社会福祉法人の方に補助を行うという形になっております。現在、長与町内でその利用の軽減の対象者になる方はいらっしゃらないので、申請があって、そういう利用者が出てきた場合に、そのあとで社会福祉法人の軽減がその対象になった場合に、社会福祉法人の方に補助を行うという形になっております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そうすると、この対象になる利用者っていう条件はどのようなものが。なかなか本町にはいらっしゃらないということですが、以前はいらっしゃったということですが、条件がもしかしたら非常に厳しいので、なかなか難しいのかなっていう部分が考えられるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

こちらの要件というのが幾つかありまして、単身世帯にあつて年収が150万円以下、預貯金額が350万円以下、世帯で居住用に供する家屋もしくはその生活に必要なための資産以外の資産を持っていない、負担能力のある親族等に扶養されていない、介護保険料を滞納していないなど、そういった要件になりますので該当する方がかなり少ないものになっております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上をもちまして介護保険課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時08分～11時17分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまから住民福祉部所管の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

それでは令和2年度長与町一般会計当初予算、住民福祉部所管、住民環境課、福祉課及びこども政策課につきまして御説明をいたします。

最初に住民環境課でございます。これはいずれも人件費は除いておりますけれども、歳入では1億1,805万5,000円、前年度と比較しまして1,719万8,000円の増加となっております、対前年比117.05%となっております。次に歳出総額では7億3,177万4,000円、前年度と比較しますと394万2,000円の増額となっております。対前年比100.54%という状態です。

次に福祉課でございます。歳入総額で5億6,199万1,000円、前年と比較しまして3,059万1,000円の増額となっております。対前年比105.76%ということになっております。次に歳出総額では9億3,581万6,000円、前年度と比較しますと6,586万9,000円の増額となっております、対前年比107.57%となっております。

最後にこども政策課でございます。歳入総額23億7,612万3,000円、前年度

と比較しまして2億7,350万7,000円の増額となっております、対前年比113.01%ということになっております。次に歳出総額では34億308万8,000円ということで、前年比3億7,380万8,000円の増額となっております、対前年比112.34%となっております。

以上、住民福祉部総額で歳入総額30億5,616万9,000円、前年と比較しますと3億2,129万6,000円の増額となっております。対前年比111.75%となっております。続きまして、歳出総額では50億7,067万8,000円、前年度比較では4億4,361万9,000円の増額ということで、対前年比109.59%となっている状況です。前年度比、いずれも伸びとなっております。詳しくは最初に住民環境課課長より説明を申し上げますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

それでは早速ですが令和2年度長与町一般会計予算に関する説明書及び主要な施策に関する説明書により、住民環境課所管分について主な事業、予算の内容等について御説明をさせていただきます。まず最初に住民系の業務といたしましては、住民基本台帳事務というのがありまして、転入転出など住所の異動の届け出をするものでございます。戸籍については、婚姻と出生、死亡等々の各種戸籍届け出の受け付けと記載をする業務でございます。印鑑登録事務においては、印鑑の登録を行い証明書の交付をしている業務でございます。それから外国人登録の事務、マイナンバーカードの申請交付に関する事務、パスポートの申請交付に関する事務、それから住民票、印鑑証明証等々の各種証明書交付の業務が主な業務でございます。環境係では、ごみ、し尿の収集運搬や処理、それから生活環境全般の保全に関する業務で、公害、水質、騒音に関するものや墓地に関する業務、徴収関係の業務など、幅広い業務分野となっている状況でございます。

それでは予算の説明書の12、13ページをお開きください。歳入の方から御説明させていただきます。一番下の11款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で正職員が2名分、再任用職員2名分を計上いたしております。次に16、17ページをお開きください。一番下の12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料まで証明書交付手数料、約3万7,200件分計上をいたしております。次に18、19ページをお願いいたします。12款2項2目1節の清掃手数料でございます。ごみの収集手数料は町指定のごみ袋につきまして、自治会配布分、店頭販売分、公民館販売分、窓口販売分と粗大ごみ個別収集券の販売分、全体で約2万290万枚分の手数を計上いたしております。次に2番目のし尿収集手数料でございます。人頭制分が月平均170人分、従量制分が月平均2,160本分で、716万8,000円を収集手数料として計上いたしております。3番目の一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては、収集運搬業者の許可手数料を計上

させていただきます。次の2節は、し尿収集手数料の滞納繰越分で10万2,000円を計上いたしております。3節犬登録手数料につきましては、犬の登録及び予防注射済票の交付手数料等を121万9,000円計上しております。それから一番下の13款2項1目1節総務管理費補助金の個人番号カード交付事業費と事務費の補助金を計上いたしております。次に20、21ページをお願いいたします。13款2項3目2節清掃費補助金では、循環型社会形成推進交付金で浄化槽2基分の設置補助金を計上いたしております。一番下の13款3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金で中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上いたしております。次に24、25ページをお願いいたします。一番上の14款2項3目1節保健衛生費補助金については浄化槽設置整備事業に伴う県からの補助金2基分を計上しております。同じく3目2節清掃費補助金については長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金21万円を計上しております。下段の14款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金については人口動態調査事務委託金、パスポート事務交付金を計上いたしております。次のページをお願いいたします。14款3項3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金では墓地、納骨堂の申請事務、それから公害の事務に対する県からの権限移譲等交付金を存目計上いたしております。次のページをお願いいたします。15款1項2目1節利子及び配当金のうち説明欄の下から3番目、収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入を存目計上いたしております。次に34、35ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入になります。上から12行目、資源売払収入として422万8,000円を計上いたしております。3行下の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料として69万1,000円、3行下は「ながよ町の自然」という本になるんですが、これの売払収入分として存目計上をいたしております。次のページをお願いいたします。19款5項2目1節弁償金ですが、これは国からマイナンバーの通知カードを郵送中などに破損、紛失、盗難等の事故が起きた場合に損害賠償請求を日本郵便の方に行うんですが、その相当経費を歳入するための存目計上をさせていただきます。これまでが住民環境課所管分の歳入でございます。

次に歳出ですが、70、71ページをお願いいたします。一番下の2款3項1目戸籍住民基本台帳費1節報酬は一般事務とパスポート事務の補助員の報酬でございます。次のページをお願いいたします。前ページの2節から職員9名分の給与、各種手当、会計年度任用職員の手当等を計上しております。10節につきましては、例年同様プリンターのトナー、ふれあいカード等の消耗品、各種届出書等々の印刷製本費が主なものでございます。次に11節役務費についてはパスポート申請書類及び個人番号カード交付事務に係る郵送料でございます。12節委託料は戸籍システムの保守料、窓口レジスターの保守料、個人番号カード等印字システムの保守料、コンビニ交付システムの保守料、コンビニ交付システム更改業務委託料、戸籍システムの附票関係の改修を2年度予定しております。642万4,000円を計上し、合計で944万4,000円の委託料を計上しております。13節使用料及び賃借料では、戸籍システムの使用料、それからコン

ビニシステムの使用料などを計上いたしております。17節備品購入費についてはパスポート交付用の端末機を1台購入の予定でございます。18節負担金、補助及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金及びコンビニ交付事業運営負担金、それから個人番号カード交付事業負担金を計上しております。

次に112、113ページをお願いいたします。環境系の歳出予算でございます。4款1項5目環境衛生費1節報酬は環境審議会委員の報酬でございます。7節報償費につきましては交通環境調査をお願いした各地区の世帯への謝礼経費でございます。8節旅費、10節需用費につきましては例年のものを計上をさせていただいております。12節委託料は水質調査委託料で大村湾の水質・底質の検査、長与川の水質検査、遊泳場の水質検査について、年間を通じて調査をする分の委託料でございます。害虫駆除委託料につきましては、害虫駆除を外部民間団体に委託する場合の経費を計上させていただいております。コンポスト跡地調査等業務委託料につきましては、廃棄物処理施設の廃止手続の基準によって、ガス、水質などについて年間を通じて調査をするものですが、地下水について2年間調査をした結果、全く問題がなく安定しているため、令和2年度より回数を減らして148万5,000円を計上しております。15節原材料費については例年のものです。17節備品購入費については蜂の防護服等の購入のため計上をさせていただいております。18節負担金、補助及び交付金ですが、主に長崎市営火葬場維持管理負担金、浄化槽設置整備事業補助金、大村湾をきれいにする会負担金、大村湾浮遊ごみ処理負担金など960万9,000円を計上しております。次に6目狂犬病予防費につきましては、このページから次の114、115ページにお示しをしておりますとおり、飼い犬等の予防注射等々の関係の経費を計上させていただいております。7目省エネルギー対策費については、省エネルギー講習会関係等の経費を計上させていただいております。次に4款2項1目の清掃総務費でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては施設組合の職員を含んだ分を計上させていただいております。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は子ども会、それから自治会が一部、資源ごみの集団回収をしております。これに対する報奨金。それから環境サポーター謝礼でございます。次のページをお願いいたします。前のページから8節旅費、10節需用費等々は例年同様のものを、11節役務費につきましては拠点回収時等に投棄された家電等のリサイクル料を計上いたしております。12節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾清掃に係ります回収、運搬の委託料等々2,172万4,000円を計上しております。きれいな町づくり事業委託金は道路、河川等の清掃、パトロール業務、学校関係、常設倉庫の資源ごみの回収、ごみ袋の配布業務、動物等の死体の回収、それから粗大ごみの個別回収等々を行っている業務の委託料を掲載しております。13節使用料及び賃借料は有料道路通行料と町民一斉清掃時の回収車両借上料、自治会からの車借上料、大村湾一斉清掃時の船舶借上料などを計上いたしております。次に2目ごみ処理費でございます。1節ごみ収集員報酬は町直営のごみ収集員の報酬でございます。4節共済費は

この収集員の社会保険料を計上いたしております。10節需用費の消耗品費では、ゴミ袋の作製料、ゴミステーションの補修材料費、その他ゴミ処理に関する各種消耗品の経費が主なものでございます。この中には町内及び小中学校で回収された牛乳パックを再生利用した、啓発用のオリジナルトイレットペーパーの作製費も計上させていただいております。11節役務費につきましては、住民環境課所管のダンプカーの保険料、損害共済金でございます。次に118、119ページをお願いいたします。前のページからの委託料でございますが、燃えるゴミ等の収集運搬業務、ビン・缶等の収集運搬業務、燃えないゴミ・粗大・資源ゴミの収集運搬業務と町直営のゴミ収集員の補助員としてシルバー人材センターの方から派遣をさせていただいている分、合わせて1億3,868万4,000円を計上いたしております。ゴミ収集手数料徴収業務委託料については、町内のスーパー、コンビニ、商店等々事業所のゴミ袋販売手数料でございます。次に17節備品購入費でございます。直営のゴミ回収車の新規購入費として503万円を計上をさせていただいております。次に18節負担金、補助及び交付金でございます。例年の生ゴミ処理機器設置事業補助金として40万2,000円を計上しております。それから資源分別収集助成金については163万1,000円と資源化物拠点回収時に車両等による高齢者等の戸別収集を行っている自治会に対し車両借上料助成金26万4,000円を合わせて189万5,000円を計上しております。18節長与・時津環境施設組合負担金でございますが、組合運営費、熱回収施設関連工事費、交付税充当分を含めましたところで4億95万3,000円を計上しております。昨年度よりも増額をしておりますが、主な増額の理由としては、会計年度任用制度職員の作業員が30名ほどクリーンセンターの方におります。こういった方々の手当、保障費増が約1,200万円、クリーンパークの運営費自体で約1,000万、草木の処理の委託料で約500万の増などが負担金の増加の要因となっております。26節公課費は住民環境課所管のダンプカー1台分の重量税でございます。3目し尿処理費につきましては12節委託料、し尿収集委託料として4,540万円、し尿処理委託料として294万6,000円、し尿料金システムの保守料、し尿投入施設運転管理業務委託料を計上しております。続いて13節の使用料及び賃借料では、し尿料金システムリース料、22節償還金、利子及び割引料では、し尿収集手数料の還付金を計上させていただいております。

次に224、225ページをお願いいたします。債務負担行為の調書ですが、一番上の個人番号カード等印字システムリース料が所管分でございます。続きまして、主要な施策に関する説明書の方をお願いいたします。11、12ページをお願いいたします。住民環境課の環境関係の主要な施策の業務内容をお示ししております。次に24ページをお願いいたします。中ほどの住民環境課の特別職、非常勤職員の報酬について、環境審議会委員の人数、予算額をお示ししております。次に29ページをお願いいたします。一番下の段になりますが、補助金・負担金一覧になります。長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金以下、環境関係の補助金、負担金をお示しをしております。次に41ペ

ページをお願いいたします。基金の状況です。下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。併せて御確認をお願いいたします。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まずは歳入の方からページを追って行きたいと思います。まずは12、13ページ、清掃費負担金から16、17ページ総務手数料。18、19ページ、衛生手数料、し尿手数料、犬登録手数料と13款2項1目1節総務管理費補助金。質疑はありませんか。

戻っても構いません。20、21ページについては3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金と13款3項1目総務費委託金の2節戸籍住民基本台帳委託金、いずれでも結構です。質疑はありませんか。

24、25ページ、上段の14款2項3目1節浄化槽設置補助金、その下の2節清掃費補助金は住民環境課になっております。3節戸籍住民基本台帳委託金、ありませんか。

26、27ページ、14款3項3目衛生費委託金。28、29ページ、財産運用収入の説明書の下から3つ目、収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入。戻っても構いません。34、35ページが資源売払収入、収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

雑入の資源売払収入で、今年度の予算、あるいは昨年度の決算よりも大幅な減額で計上されてますけれども、環境施設組合の方に私行って、いわゆる売却できないものが出始めているというのがあるんですね。例えば、以前は廃小型家電類が有償で取ってくれていたのが今もう逆に処理料を払うような状況。紙類についても同様の傾向が出てきているとお伺いしますが、今回、それを反映された前年度比減額だと思うんですけど、入札等を最近行っているとしますので、その状況を教えていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

資源売払収入でございますが、拠点回収で回収される紙類につきましては平成31年度の前期までは例年どおりぐらいの金額で入札が行われておりましたが、後期になりまして国の働き方改革というのがありまして、日曜日に紙類を回収するのに従業員を雇うのがなかなか難しくなってきたということで辞退が相次ぎまして、それで金額が例年の5分の1ぐらいに下がったりして、そういう業者に今後のことも尋ねてみますと、来年度についても紙類については少しだぶついていたりとか、中国へ流れていた部分があるんですが、そういうものがなかなか流れなくなって国内で需要の方が減ってきているということで紙類については単価が安くなっているという状況です。金属類につきましては紙の回収業者みたいに拠点回収場所を回収していただいていたんですが、これにつま

しても業者の方が回収できないということになりまして昨年10月からはシルバー人材センターの方で回収を行っております。その後、時津クリーンセンターの方に運搬しまして、向こうで買付けという形で契約をしております。その分につきましては収集の手間が掛かりませんので高めの金額で回収をしておりますが、どうしても紙類が量が多いもので、単価が安くなった分で全体的な資源回収の収入が減っているというところです。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

現状は分かりました。最後おっしゃるところなんですけれども、クリーンセンターに持ち込む単価は高いけども、シルバーが運搬することによってその経費がまた乗ってくるわけですね。そこを確認したいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

日曜日にシルバー人材センターの方に委託を行いまして4名程度で収集をしております。その分の費用を資源分別助成金の方から差し引いているという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。37ページ、19款5項2目弁償金も住民環境課です。

ここで切りがいいので休憩を取りたいと思います。午後の開始を13時15分からにしたいと思います。13時15分まで休憩といたします。

（休憩 11時58分～13時12分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。引き続き住民環境課所管の質疑を行います。歳入については一定ページを追ってきました。歳出のページに移りたいと思います。まずは70ページから73ページにかけての質疑をしたいと思います。歳入に戻っても構いません。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

73ページの13節コンビニ交付システム利用料なんですけれども、今年度の当初予算だと9万1,000円だったと思うんですが、これが39万2千1,000円になるとするのは、これは一定の年間のシステム利用料が掛かるのではなくて、コンビニ交付を利用した方が多ければそれだけ掛かるということではよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

コンビニ利用料についてですが、コンビニサービスを開始しましたのが令和2年1月

になりますので令和元年度については3か月分、令和2年度については12か月分の使用料になりますので、そちらの差になります。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

18節個人番号カード交付事業負担金ですけども、歳入19ページで個人番号交付事業補助金と同じ名目で金額が分かれてる。これがどういうふうに理解すればいいのか。こっちの部分については個人2,485万7,000円がそのまま来てるんですけども、この事業についてはどういった取組をされる予定なのか、お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

歳出の方の負担金については、マイナンバーカード及び通知カードの作成事務を地方公共団体情報システム機構というところに委託をしております。その際に掛かる作成料等事務料を払う形になるんですけども、その金額に対して国の方から歳入として補助金が出ておりますので同額計上になります。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

本会議でも一般質問がありまして、なかなかカード普及が進まないということで、令和2年度は新たないろいろな制度ができるような情報を読んだんですけども、一つは9月からマイナポイント制度ですか。こういう制度が始まると。自動的にこのカードを取得している人たちは、そういう制度が利用できるようになるんですか。そこら辺は今どうなってるのか、そういうところまで含めて分ければ教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

今年の9月から始まるマイナポイントについてですが、まず前提条件としてマイナンバーカードを取得していただく必要があります。その後にマイキーIDという設定が必要になってきますので、マイキーIDを設定いただいて御利用いただく形となります。

○委員（金子恵委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

係長が御説明したポイント事業については今年9月から来年3月が期間になっておりますが、あくまでも確定ではなくて予定になっております。若干時期が延びるとか、そういう可能性もまだ含めておりますが、概略で言うと2万円分その期間に購入をした場合、最大ですね。それに対して5,000円のポイントが付きますよというものです。この5,000ポイントにつきましては、一般的に言えば町内とか町外の商店とか事業所辺りでも、そのポイントでいろんな商品が買えるというものでございます。あと、所管ではないんですが、国民健康保険証の代わりにマイナンバーカードの方にいろいろな情報を入れるという事業が来年3月ぐらいから順次移行を始めるということでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私が見た本にもマイキーIDというパスワードを設定する必要があるということで、スマートフォンだとか、いろいろなものを利用してる方はできるのかもしれませんが、不得意な方は非常に難しくなるんじゃないか。そういう部分は窓口で対応するようになってるんでしょうか。

○委員（金子恵委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

マイキーIDの設定支援と言いまして、他の市町村ではその支援業務をやっている所もあります。うちの方でも年内で1、2件、そういうお問い合わせがありまして、窓口の方に端末機がございますので、そういったものを住民の方に利用をしていただきながら、こういうふうに操作をするんですよということでIDキーを登録いただいております。今後、先程言ったポイント事業が住民の方に確実に広く周知をされることに伴って、特にご高齢の方がなかなか操作が難しいということで、そういった支援窓口の拡充をすべきではないかということで検討をしているところでございます。必要というふうな判断であれば、早期にそういった窓口を拡充する体制を整えていきたいと考えております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

そういう対処をされるということですが、先程言われた2万円分はキャッシュレスでしか使えることが難しいんですよ。例えばキャッシュレス対応をしている事業所、商店でしか使えないんですよ。カードで買えるのではなくて、スマートフォンだとかそういうのに2万円をそこに振り込むって言いますか。そうすると5,000ポイントが付くということで、キャッシュレスでしか対応ができないというものになってるというふうに見たんですけど、そういう理解でよろしいのかお伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

委員御指摘のとおりキャッシュレス決済、テレビCMで何とかペイとかたくさんあると思うんですけども、そういった事業所と電子マネーサービスの Suica とか nanaco とか、今のところ12種類ぐらいの決済サービスが検討されているということなんで、当然、住民からの要望も多くなるでしょうから、この辺の決済サービスがもっと広がっていくのではないのかというふうに推測をしております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の話に関連して、カードを作ることの促進をしてるのはよく分かるんですけども、そういうのできる人は便利だなって作られると思うんですよ。作られる方はもうどんどん作っていただいて結構なんです。歳入の補助金を見ても大きな額が2,400万円。歳入と全く同額が負担金で払う。お金貰ってそのまま負担金で出すというようなことで、頑張って普及促進活動されてますよね。職員とか出られてですね。私が先日一般質問で聞いたのは、町も一生懸命やられてるので町に何らかのメリットがあるんでしょうかとお聞きしたんですが、町が受けるメリットはそんなに無いんだということでは言われたんですけども。要は国が一生懸命やられてるのは分かるんですが、町にそんなにメリットが無いものを、国からの支援を別途出すから一生懸命やってくれとか、そういうものがあれば私も理解できんこともないんですけども、何かあるんですか。カードを普及するための活動について、国からの支援とかそういったものが予算上反映されてるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

補助金以外に何かしら国から出ているものはございません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先日申しましたのも行政にとってそんなにメリットは無いと。しかし、どんどんカードを作ることの促進をしてくださいというところで頑張ってやられてるんだと分かるんですが、そんなに行政にとってメリットが無いのであれば、作られる方には無料で作られるというのが決まってるそうですので、今後來られた方には対応をするということで、

もちろんそうしていただかんといかんとでしょうけど、敢えて、あちこち行って、作ってくださいというようなことまでする必要があるのかなと思って前回質問をさせていただいておるんですけど。それでも一生懸命やらんといかんという何かあるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

国の方針としてマイナンバーカード交付円滑化計画というものがありまして、令和4年度までに全国民がマイナンバーカードを取得していることを想定している計画がありますので、そちらに向けて取得の推進を行っているところであります。あと、すぐすぐ効果が出るかっていうところですけども、マイナンバーカードが普及をすることで長与町の方がコンビニ交付をしておりますので、取得率が増えることで役場に来ることなく御自宅もしくは勤務先等の近くで住民票、印鑑証明、戸籍等が取れる形になりますので、将来的には窓口の件数が減少をするっていうところに効果として表れてくるのではないのかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今、役場に来られてる方々が使ってる玄関の所の交付機を廃止するという方向にあるんだろうなと。具体的にどの時点で廃止をされるのかお尋ねいたします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

自動交付機については本年9月末を持って稼働を終了いたします。これについては広報等々で啓発をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦議員）

私も同じところなんですけど、予算で上がってきてませんよね。ということは廃止されるよその市町村ではキオスク端末を新たに設置されているところがあるんですよ。窓口に行かなくてもキオスク端末で処理できる。庁舎内にいても窓口に行く必要は無く、コピー機でもあり自動交付機でもあり、というコンビニに設置されているキオスク端末って言われるやつを庁舎内に設置している市町村もあるんですけども、そっちの方向にはいかないんですか。それ関連の経費が計上されてませんのでお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

当初の導入時期にキオスク端末を置くことも上がりましたが、役場に来ずに近くで取れますよっていうところに重きを置いたのと、経費の関係で役場の方にはキオスク端末を置かないという結論を出させていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の端末のことなんですけど現状どうしとったんですかね。役場に来てあそこで取られる方ってというのは一定数結構おられたんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

平成30年度の実績でございますが、住民票に関しては窓口と自動交付機を合わせて約1万8,000件交付をしております。その中で自動交付機を利用した枚数が約4,700件、約26.3%程度でございます。一方、印鑑証明書につきましては1万1,250件、これに対して自動交付機が6,385件で56.7%。印鑑証明に関しましては半数以上の方が自動交付機を利用していただいているという状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

聞きましたのは、カードを作ってコンビニで取れるようになるから、ここは要らないんだよっていう発想にはならないと思ったもんですから。あくまでも様子を見ながら、両方立てでされた方がいいんじゃないかなと思うんですが。カードを持ってる方の割合がまだ15%ぐらいでしょう。その方たちだけが対象になるわけですよね、コンビニでいける。そこを見て、ここで玄関口で取っていた人達はどなたも取られておったわけですから、あくまでもカードを持たれた方がコンビニで取れるようになるからって理由で、そのこの玄関のをいきなり止めるっていうのは、考えられた方がよろしいんじゃないかなと思って質問してるんですけど、どうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

御心配をいただき本当にありがとうございます。私どもとしましても最低1年以上は併用期間を設けたいというのがありましたが、全国的に交付機に関しては廃止をなさいます。メンテを取り止めなさいっていうものがありまして、一番はメンテに関して補償ができないと。故障があった場合に部品とか、メーカー側が今までは保守料辺りで保障をしていたんですが、それができないということで、うちとしてもぎりぎり半年ぐらいが精いっぱいかなと。もし大きな故障があった場合、来年度ですね、自動交付機がまだ稼

働期間ですから、土日、時間外も回復しなければ、職員が窓口を開けて対応をしないと
いけないと、そういう側面があって半年という期間に設定をさせていただきました。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

117ページの需用費の消耗品費、ごみ袋作製費ということで3,324万円ですか
ね、今あちこちで販売をされてますので、その手数料がまた必要になつとるわけです
ね。要は、この作製費が3,324万5,000円ということで計上がされて、歳入の方
を見ますと19ページの12款2項2目ごみ収集手数料ということで3,600万円ほ
ど計上がされて、290万枚ということで先程お伺いしたんですが、私は手数料を、長
与町はある程度ごみ袋の差額で賄つとるのかなと思つとったんですよ、ずっと。ほとん
ど残つとらんわけですね、作った金も。今みたいに長与町のごみ袋をわざわざ作ってで
すね。そこら辺で市販の袋とかで対応してもあんまり変わらんのではないかなっていう
ような印象を受けたんですけども。これに先程の歳出の作製費に販売の手数料とか加え
たところと、ここの歳入のごみ収集手数料3,600万程度、この差が純然たる町に入
ってくるという話ですよ。だから、ごみ袋を作ったところで収集費にはあんまり貢献
はしてないということで、そういう理解になるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

端的に言えばそういうことございます。ごみ処理費の一部を手数料として納付をして
いただいているという考え方になると思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。112、119ページ、あと224ページも説明があり
ました。歳入歳出全般、主要な施策に関する説明書等々含めて質疑を受け付けたいと思
います。質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

117ページのごみ処理費の1節報酬463万9,000円。ごみ収集員報酬って何
人ですか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

長与町が直営で行っておりますごみ収集員は3名の運転手でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

主要な施策に関する説明書の住民環境課の中にまとめてあるんでお伺いしたいんですけども、ごみ処理費でまずごみ収集委託業務が今年度1,000万ほど増額。前年度も900万増額になってたんですけども。さらに長与・時津環境施設組合負担金も今年度670万増。前年度も1,200万の増だったんですけども。資源分別収集助成金を自治会の方に還元するっていうお金ですけども、これは反対に200万ほど減っていると。前年度も140万ほど減っていると。午前中の安藤委員の質問にも関連するかもしれんですけども、この辺に関して具体的に要因をお伺いしたいんですけど。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

まずはごみ収集委託料でございますが、ごみ収集委託料は可燃ごみ等の収集運搬委託料、拠点回収時にありますビンの収集運搬委託料、不燃ごみ等の収集運搬委託料、直営班の補助をしておりますシルバー人材センター派遣職員の費用がごみ収集委託料の総額になっております。増額の理由ですが、人件費が国の労務単価の上昇によりまして平成30年度から平成31年度につきまして1日当たり1,000円上昇しております。それによって今年もこの労務単価につきまして、どれくらいの上昇率があるのか予算の時点では不明だったもので1,000円アップを行っております。それから運転手以外に作業員というのがありますが、その分につきましても平成30年度から31年度につきまして800円の上昇がっております。それによりまして平成31年度に比較しまして、令和2年度においても800円のアップを行っております。人件費の増加。それから可燃ごみの収集運搬委託料ですが、車両のリース料、もう10年以上使っている車が1台ございまして、その分のリース料が112万8,000円ぐらい増えております。それから消費税が令和元年度10月に10%に上昇をしました。半年間が2%上昇だったんですけど、令和2年度は1年間分が消費税増額になりますので、その分を全て含めると1,047万9,000円の増額になっております。資源分別助成金の方でございますが、午前中に安藤委員にお答えをしましたとおり、紙類の買い取り単価が令和元年度後期で通常の買い取り価格よりも大分下落をしております。その分が主な要因で、資源ごみにつきまます分別収集助成金の額が減少をしております。それに併せまして金属類の回収業者が拠点回収場所をもう回れないという状況になりまして、その分をシルバー人材センターに委託しております。その分を資源売払収入の方から差し引きまして、各自治会の方へ資源分別助成金の配分を行っているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

3点目の環境施設組合負担金の増額の主な理由でございます。まず、クリーンセンターの作業員約30名おられるんですが、こういった方が会計年度任用職員に切り替わりまして、期末手当、社会保障料等全体で約1,200万円増額を見込んでおります。それからクリーンパークの運営費が約1,000万円増加。それと草木の処理費用について約500万円増加の予算でございます。予算項目においては減額項目もありますが、こういった主な要因で当町の負担割りとして、昨年度より増加という予算を計上させていただきます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

質問したのは前年度も上がって、また今年度も上がってる。ずっと上がるんじゃないかと懸念したんで質問したんですけども。拠点回収ですね。資源回収を各自治会がやっておるんですけども、やはり必要なんでしょうね。メリットをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

この問題が数年来ずっと話が出てるんですが、メリットと言いますと私どもも保健環境連合会、自治会長の会ですが、そういった方々ともずっと話をさせていただいてますが、先月もこの問題について話が出たんですが、自治会の中のコミュニケーションが取れるっていうのがメリットだと。だから拠点回収もたまにしか会わない人に声掛けをしたりとか「元気ね」とか、そういった見守り的なものもあると。そういったことが一番大きなメリットであると。ただし、役員不足で実際の拠点回収作業の人員確保が難しいとか、そういったデメリットもあるがメリットはそういうことが一番だと。プラスお金ではないんですが、報奨金についても自治会としては助かるという声も聞いております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

今の説明からいくとお金云々じゃなくて自治会のコミュニケーションが主と。それが主で資源回収をやっているということなんですかね。私ももちろんやってるんですけども、自治会の還元も半分ずつ減ってきて、もうずっと減ってきてるんですよ。それからすれば、何らかのメリットというか、町のために財源になっておるのであれば、それはもちろん、せんばいかんと思うんですけども、単なるコミュニティ、自治会のそういうあれだったら、やる必要があるのかなと思ってるんですけども、どうでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

この問題は今年度だったと思いますけれども、本会議でも一般質問をいただいたところですよ。そのときの答弁としましては、御高齢の方とかは重たい本とかビンとか、そういうのを持ってくるのも大変でしょうと。そんなところで今後ステーションに集められるものは集めるような方法も考えていきたいと思います。しかし、あくまでも各町内自治会の方々の合意形成の下に話を進めましょうというような話をしております。ですから、今後そういう見直しもいつとは言えませんが、そういうことも議論をしていかなければならない時期に来ているのかなと思ってます。ステーション回収が増えると、逆に業者をお願いしないといけないようになってまいります。今までは自治会50近くに1か所で済みよったところが約1,000か所のステーションがございます、町内に。そこを回るとなると大変な作業量、委託料が出てまいります。それは税金で賄うようになります。町民の方の御負担を願うようなことになってまいりますので、そういうところも含めて皆さんと協議をさせていただきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。そういうメリットであれば、やらんばいかんと思いますので。それとトイレットペーパーの「ふわあっち」、これは予算ずっと一緒ぐらいなんですけども、もうちょっと増やせないかなと思ってますよ。自治会が貰う分をですね。この辺は予算的に何か無理なんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

トイレットペーパーの「ふわあっち」でございますが、自治会に配布している分は、県からの長崎県市町循環型社会交付金事業というのがございまして、その補助金を「ふわあっち」の購入費に充てております。30万円ほど県から補助金が入ってきますので、その分でトイレットペーパーを購入して各自治会へ配布をしている状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

トイレットペーパーが何故欲しいかと言いますと、資源回収のときに皆さんが持って来られたときに全部うちはトイレットペーパーをやるんですけど、2、3回で終わってしまうんですよ。こういうのが何か充当できればなあと思ってるんですけども。そういう意味で聞いたんですけども、是非検討していただきたいということで終わります。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

113ページ。歳出ですね。環境衛生費18節長崎市営火葬場の維持管理負担金ですが、これは課長とも以前立ち話程度で話をしたことがあるんですが、先日の長崎市議会にて建て替えについての議論が出てました。まだ計画をこれからという執行部側の説明だったと思うんですけども、長与町にもその際には負担を求められるんじゃないかなと思いますが、今知り得ている情報、何も無いなら何も無いでもいいですけども、あれば教えてください。将来的な負担になると思うんですけども一括で負担がくるのか。あるいは長期に渡っての負担になるのかとか、そういったのも長与町側の財政負担にも影響することだと思いますので、お尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

長崎市の担当に話をさせていただきまして、例えば、新しく別の場所に造るとか建て替えをするとか、そういったものすら全く白紙状態ですということ、これから基本計画とか、そういったものを策定をしていくということ、長与町、時津町も負担をしておりますので、その中で建て替え、新たに造るとかなった場合については、莫大な経費が掛かるとお思いますので、単年度で負担をするのか、数年間に分けて分割して経費をこちらが支払うのか。そういったものについても、早目に御協議をさせていただきたいというふうな御返事をいただいております。今のところそういった状況でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

昨年だったと思うんですが、全員協議会の中でごみの持ち込みが非常に増えて処理に困ってるんだということで、増えた分を長崎市に処理をお願いするようになるという話で、都合では補正もお願いせんばかもいけんというような話までされつつたんですよ。昨年だったと思うんですが。そういった中で、その話は最近は余り聞かないようになってるんですが、今回の新年度予算のごみ処理費の中にもそういったものは計上されていないように感じるんですけども、そこら辺は解決したのかどうか、お聞かせ願います。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

今年度実績では、長崎市に長与と時津と合わせて674トンの処理をお願いしております。これは事前に長崎市と協議をさせていただいて、処理能力を超えると、オーバーフローしてしまうということで、今年度このトン数を処理をしていただいております。それと民間会社に草、木、これを再資源化、チップ化するための処理依頼をしております。トン数がまだ確定はしてないんですが、500トンぐらいになるんじゃないかなって思ってます。そういったことで昨年ぐらいから減量化計画っていうのを立てまして、

事業所の紙ごみの減量化っていう規制をして実施をしております。今年度長与町については1年で事業系の燃えるごみに限ってですが350トン。元々が確か1,700トン前後実績があるんですが、それを350トン程度削減をしております。約20%。これは事業所や許可業者にも協力をしていただいて減量化を図り、燃やす量をなんとか減らそうというふうな努力をしております。しかしながら、午前中も若干、経費の中で御説明をさせていただいたんですけども、そのごみの量も今年度は減るけど来年はどうなるか分からないと。特に時津町の場合が事業所が新しい事業所、施設、病院等ができる。長与も今後控えてますが、そういった大きな事業所ができる100トン、50トンという量を年間排出されます。となると、焼却量よりも搬入量が多くなるっていうことで、民間業者に今年度同様、草、木については処理をしていただくような予算化をしております。これが約500万円で組合の方の予算を計上しているところです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

減量化対策をしていって、どうにかなるんだというような感じで聞かせていただいたんですが、時津町の事業系のごみがいきなり増えるとか可能性も今言われて、私が思うに長与・時津環境施設組合という所で処理はするんでしょうけども。時津町で増えたものが長与町の財政に影響しとったってどうなるのかなって、そこを心配するんですよ。やっぱり基本よりオーバーした所で責任持ってどうにかしてもらわないと。例えば時津町の事業系のごみが増えて、長与町で補正を組んでくださいとかっていう話には私はならんと思うんですよ。そこら辺をしっかりと負けんぐらい交渉してくださいよ。是非お願いしたいんですが、どうでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

減量化を前提として、もちろん焼却炉の安全、安定的な稼働というのが一番にあるんですが、そういった中でどうしても当初造ったときのごみ処理費、経費、維持費、全てに係る割合っていうのが決まってるもんですから、急にこっちが増えたから、こっちが減ったからおたくの町で何とかしてくださいよっていうのが、なかなか調整が難しい部分があります。ですから両町、それから組合がとにかく連携を良くとって協力をし合いながら、分かち合うところは分かち合ってやっていかないといけないのかなと思っております。もちろん施設外に出すと経費が当然高く掛かります。そういったものも考えながら、これを極力減らすようなやり方、ほかの方法がないのかをずっと検討しておりますので御理解をさせていただきながら、今後構成町での会合のときには、そういった御意見もあったということで話をさせていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私がこのことを申し上げてるのが、基本に人口割で負担を決めとるわけでしょう。人口割で決めたということは、長与町の方は人口が多いので多く出しますよってということで決めておるわけですよ。ただこの事業系に限っては時津町の方が多ければ、それはやっぱり基本の考え方として、多い方がたくさん負担するのは当たり前じゃないかと思っておるわけですよ。だから長与も時津も人口割をやってないんであればこういう話はしないんですが、人口割をして多い所がたくさん負担してくださいねというような形になっておるんであれば、事業所がいっぱいある所で事業系のごみがたくさん出る所はその分多く負担してくださいという、きちんとした交渉をしてくださいということを申し上げてるんですが。

○委員長（河野龍二委員）

中嶋部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

2町で決めた負担割合というのは御承知のとおりだと思っておりますけれども、事業系のごみ、燃えるごみ、紙とかいろいろございますけど、そういう単品でいくと長与町でも草木類で言えば時津よりはるかに多く出してるとか、それとか燃えるごみ、紙ごみ、そういうやつも長与町が多い。単品で見ると多い、少ないはあるものですから、それを1つのものに対して長与町が多いから長与町がその分は多く出せとかって言うのは長い目で見ると、2町の広域的なことでやっていく上では、当初決められた率を守りながらやっていこうということで確認をしておりますので、今後もそういうことになると思います。ですから事業系が、時津がたまたま今度が多いというところで言ってますけれども、トータルすれば、というようなところもございますので、そういうところは長与町もそういうふうなことにならないように、協定を守っていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

112、113ページで保健環境連合会補助金のところでお尋ねをいたします。この50万円というのは毎年同額の補助金ということで、出してしまった分ですとお答えできないと言われればできないかもしれませんが、内容的にどういうことに補助金を使っているかということが分かればお答えを願いたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

保健環境連合会ではいろんな指導者研修があったり、主に町民一斉清掃とかそういう

ものにこの50万円を充てているということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

研修と一斉清掃がほとんどということで、研修というのは自治会長会と同日で行っている1泊の研修なのかなと思います。ここで多分費用弁償が発生しているのかなと。それを皆さんにお渡しをしているのかなと思うんですが、今回は研修はありましたけれども、後期の年度末の保環連、自治会長会もそうですけど、この新型コロナで中止になったかと思うんですが、その費用弁償の扱いというのはどうしているのか、所管の方では把握をされておられますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

保健環境連合会の費用弁償でございますが、年2回の総会時の費用弁償ではございませんで、1年間の費用として費用弁償2,000円お配りをしているということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

では費用弁償という名前で、活動費ということで理解してよろしいのでしょうか。と言うのは、費用弁償って言うのは、例えば会合とかに出たそのとき1回1,000円の交通費のようなものでの取り扱いだと思えます。年間を通しての2,000円というのが、どうなのかなあというのがあったものですから、お聞きしました。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

定例的に言えば年度初めと年度終わりの2回ということで、それをひとまとめで足代と言いますか、そういったことで事務の簡素化とかそういう面もあるのかなと。あと大きな事件があったとか事故があったとか、そういうことになると臨時的な総会とか理事会が発生するかと思います。そういったのも含めて、年間この金額でお願いしますというふうな取り扱いにしてるんだろうというふうに考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

119ページ、し尿収集。これは何世帯収集されているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

し尿の汲み取り件数でございますが、2月末時点で173戸のし尿汲み取りを行って
います。それ以外に工事なんかで仮設トイレとかがございます。そういうものも月には
百数十件上がっておりますので、そういうものも含めてし尿収集を行っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると、し尿収集委託料というのは4,540万円上がってきてるわけですね。
これは世帯数が増えようが少なかりょうが固定費ですね。そういうことになってるはず
なんですよね。私も以前聞いたことあるんですけども。要するにそれだけの設備と運搬
の能力を持たないといかんということで、これだけ掛かるということで聞いているわけ
ですね。そうすると今170世帯ですか。それが減ってきてるわけですかね。それとも
変わらないのか。昔とですね。それと浄化槽ですか。今度2基造られるんでしょ。それ
との関連でどうなるのか教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

まず、し尿汲み取りの件数でございますが年々減少傾向でございます。それから簡易
水洗というのは汲み取り便槽の中にトイレの清掃用の水を流すタイプ。そういうものは
水の量が加算されますんで、従量制っていう形で量に応じて汲み取りの金額を決めてお
ります。あと浄化槽につきましては、ここ2年ほど新しい設置がございませんが、下水
道処理区域外、今45、6戸ぐらいあるんですが、そちらがまだ汲み取りになっており
ますので、そちらの方に毎年10月1日が浄化槽の日に国の方が指定されておりますの
で、そのときに45、6軒の家に浄化槽の設置についてということでお願いの文書を送
らせていただいているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると1基につき40世帯簡易装置を造るわけですね。そうすると2基だから
80世帯。170から80世帯を引けば100世帯ぐらいが依然残るといことですか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

汲み取り世帯が173戸ございまして、そのうち下水道処理区域外というのが45、

6軒ございます。その残りは下水道区域内の汲み取り便槽がまだございますので、そちらの方が下水道の方に接続をしていただければ、し尿の汲み取りはほぼ仮設トイレとか区域外の戸建ての分だけになってくる。そうすると委託料も車1台で済むようになるのかもしれないということです。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

下水道に接続されない理由というのは、どのような理由が多いんですか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

はっきりしたことは個人の考えですのでよく分かりませんが、し尿汲み取り世帯の御家庭を訪問させていただいたときには、かなり老朽化した家だったり、接続するための費用が捻出できない御家庭だったりするのがあるのではないかと思いますので、そういうところがなかなか接続をされてないんじゃないかなと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そうすると依然この固定費の4,540万円はずっと掛かっていくわけですね、毎年。そういう感じになるわけでしょう。だからずっと5,000万円近くの費用が毎年掛かっていくわけですね。やっぱり何らかの手だてを作っていないと。大きな金額なんで。それが少なければ私も強くは言わないんですけども、もしその費用が捻出できないとなれば町が肩代わりで接続するとか、その費用と比べたらまだ安くなるんじゃないのかなと、この5,000万円がね。だからそういう方法も考えられたらどうかと思うわけですよ。ほかにまた別の方法があれば別ですけども、そういった方法も考えられるんじゃないかなということなんです。だから私の考えはそうなんですけども、ほかにもっと良い考えがあればそれをやっていって、この4,540万円の固定費を減らしていくということを考えていかないと、いつまでたっても費用が掛かっていくことになるわけですね。だから、1つの方法としては町が肩代わりで下水道に接続すると。町の費用負担でそういう方法も考え得るんじゃないかなと。これは私の意見なんで答弁不要ですけども、そういうことを考えていかないといかんのではないかなと思います。これも昔から4,540万円というのは変わってませんので。私もこの委員会で以前から聞いておりますので、そこは何かの方法で解決していかないといかんのではないかなと思ってます。これは私の意見なんで御答弁の必要ありません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

73ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の中の12節委託料の中に戸籍総合システム改修業務委託料642万4,000円というのがあるんですが、今年度の当初予算の同じ項目を見ると戸籍総合システムリプレイス業務委託料で935万円掛かっているんですが、私がこの費目の内容を分からないものですから。この文字だけ見ると今年度システムリプレイス、リプレイスって言うと入れ替えていう感じかなと思うんですが、来年度改修業務でまた600万円掛かるというふうに見えるんですが、それぞれどういう費用と言いましょうか、この金額の掛かり方の御説明をいただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

令和元年度に掛かっております戸籍リプレイス業務委託料は、おっしゃるとおり戸籍の端末サーバー等の入れ替えになります。令和2年度改修業務委託料として上げさせていただいている委託料の内容ですが、戸籍法の一部を改正する法律が成立しまして、戸籍事務へマイナンバー制度を導入するという形で運用を決定しましたので、それに対応するため、今、戸籍にはマイナンバーが付いてないんですけども、そちらを紐付けたり、マイナンバーを戸籍事務に使うためにシステム改修が新たに必要になった分となります。

○委員長（河野龍二委員）

ここで暫時休憩いたします。

3.11東日本大震災の慰霊のために黙祷をしたいと思いますので、御協力をよろしく願いたいと思います。サイレンが鳴ると思いますので、そのときに黙祷をお願いしたいと思います。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の続きなんですが、国の制度が変わってそういう改修が必要になったということで、これはどっか歳入のところに補助金みたいなものがあったんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

池田係長。

○係長（池田麻夢君）

今回歳出で上げさせていただいている金額が2本に分かれておりまして、補助金の対象となります。予算書の18ページ、19ページ、13款2項1目1節社会保障・税番

号システム改修費補助金が歳入になります。もう1つについては補助率が確定しておりませんので、今回は計上しておりません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の清掃費。117ページの12節委託料の大村湾海岸漂着物回収・処理業務委託料なんですけれども、関心があるので教えていただきたいんですが。これはシルバー人材とかに委託している業務でしょうか。委託先というか、まずはそれをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

大村湾海岸漂着物回収・処理業務委託料でございますが、これは主に7月に行います大村湾一斉清掃で漁協の方とか岡郷の農船会の方、こういう方々が船を使って普段行けない所の海岸とか浮遊しているごみを回収して、陸揚げをして、それを業者の方に委託をしております。回収に係る費用につきましては、大村湾一斉清掃のときには船の借り上げ料という形で2団体に3万円ずつ負担をしております。こちらに上がっております28万1,000円につきましては、業者の運搬と処理費の費用でございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは歳入の方で県の支出金で21万円、大村湾の清掃補助金があると思います。これが使われているということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

この大村湾海岸漂着物回収・処理業務委託料は長崎県からの補助金が7割付いておりますので28万1,000円の7割が補助金として入ってきます。それ以外に実際30万で21万の補助金が予定されておるんですが、残りの分につきましては啓発事業を行ってくださいということになっておりますので、大村湾へごみが流れ出さないようにということでイベント等での啓発事業費の費用に充ててくださいということで、残りの費用を充てているところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の御説明だと船を使つての漂着物回収ということでしたけど、長与港の海岸の所と

か潮井崎とかってというのは、たまに行くと思えば漂着物がいっぱいあって、次行くと無くなったりするんですが、そういったのは別の事業で町がやってらっしゃるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

先程お答えしました大村湾一斉清掃の費用の残りの分を、潮井崎海岸の清掃費とか長与のまてんの近くのスロープとか岩崎食品の裏の方にもごみが打ち上がってくるので、地元の漁協に回収をしていただいております。28万1,000円の費用が全額使わないと県の方からいろいろ言われますので、全額使うためにその量をいただいて処理に出しているという状況です。それから潮井崎公園につきましては、令和元年度ごみがたくさんあったので私とシルバー人材センターの方と一緒に清掃作業をやって、その分の回収と処理につきましては、費用をこの28万1,000円の中から支出しております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

117ページ。きれいなまちづくり事業委託料の中に、主要な施策に関する説明書の粗大ごみ戸別有料収集事業が入っているのかなと思うんですが、有料収集が始まりましたけれども、どのくらいの実績で、また今後粗大ごみの自治会の回収が無くなるという話でしたけれども、いつからの実施になるのか、その辺りまでお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

栗山理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

粗大ごみの回収実績です。平成30年度が大が129個、小が79個、合計208個。令和元年度2月末現在では大が139個、小が63個、合計の202個でございます。粗大ごみの拠点回収の件につきましても、ずっと保健環境連合会の中でも話をさせていただいておりますが、それぞれの御意見があります。特に危険性とかいろんな役員の負担とか、私の方も議会でも御答弁をさせていただきましたけれども、違反ごみが非常に多くなっていると、そういったものも含めて是非、早目にした方が良いんじゃないかという御意見をいただいております。ただし議会でも話をさせていただきましたが、収集する業者とか人的な確保、車両等の確保、それから周知期間等々もありますので、今どういうふうなスケジュールとか、それをすべきか、もう少し継続をすべきか、いろんなものを検討させていただいてますので、これについても今年度中に方向性を見出せるように取り組んでいるところでございますので、御理解をしていただければと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

住民環境課についての質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時55分まで休憩いたします。

(休憩 14時38分～14時51分)

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ただいまより福祉課所管の審査を行いたいと思います。本案の提案理由について説明を求めます。

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

それでは令和2年度長与町一般会計予算の福祉課所管分につきまして御説明をさせていただきます。早速ですが、説明書の方から入らせていただきます。説明書の12、13ページをお開き願います。11款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金と高齢者生活福祉センター利用者負担金が福祉課所管でございます。老人福祉施設入所者につきましては5名分、高齢者生活福祉センターにつきましては12名分の入所者分となっております。続きまして14、15ページをお開き願います。12款1項2目1節社会福祉使用料でございますが、こちらは老人福祉センター丸田荘の入浴施設の利用料でございます。続きまして18、19ページをお開き願います。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2段目、障害者自立支援給付費負担金のうち3億2,617万8,000円が福祉課所管で、前年度比5,330万1,000円の増額となっております。これは障害者福祉サービスなどの障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫補助となっております。次に13款2項2目1節社会福祉費補助金は全て福祉課所管でございます。地域生活支援事業補助金につきましては障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金につきましては社会福祉協議会に委託をしております当該事業費に係る国の2分の1補助となっております。次のページに移りまして、3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち397万3,000円が福祉課所管でございます。原爆被爆者対策の特別事業としまして、窓口や電話などでの相談業務に対する国庫補助で全額補助となっております。続きまして22、23ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2段目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億6,308万9,000円が福祉課所管で4分の1の県費負担となっております。こちらも国庫負担金同様、障害者自立支援給付費の増額に伴いまして前年度比2,665万1,000円の増額となっております。続きまして14款2項2目1節社会福祉費補助金のうち1段目から3段目までが福祉課所管でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金（障害者）分につきましては、ともに2分の1補助。地域生活支援事業補助金につきましては国庫補助額の2分の1補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金のうち在宅福祉事業費補助金が福祉課所管でございます。こちらは老人クラブの活動に対す

る補助基準額の3分の2の補助となっております。続きまして26、27ページをお願いします。14款3項2目1節社会福祉費委託金は全て福祉課所管でございます。原爆被爆者対策事務に係る交付金と障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲交付金、そして戦傷病者の補装具支給費等の請求事務に係る権限移譲交付金でございます。続きまして一番下になりますけども15款1項2目1節利子及び配当金のうち、次のページに移りまして上から2段目の地域福祉ボランティア基金運用収入が福祉課所管でございます。下の方に移りまして16款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましても福祉課所管でございます。次に32、33ページをお願いします。19款3項1目1節貸付金元利収入のうち、2段目の災害援護資金貸付金元利回収金が福祉課所管でございます。こちらは平成3年の台風災害への貸付金の回収分でございます。同じく5項1目1節雑入のうち、上から7段目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、そして次のページに移りまして一番上の各種施設電話使用料のうち1,000円が福祉課所管でございます。そこから7つ下にまいりまして、高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、その5つ下に行きまして丸田荘利用料につきましてもは全額が福祉課所管でございます。丸田荘の利用料につきましてもは、丸田荘1階部分の社会福祉協議会がデイサービスに利用をされてる分の賃借料と光熱水費等の負担分でございます。6つ下にまいりまして後期高齢者医療制度特別対策補助金のうち108万9,000円が福祉課所管でございます。こちらは後期高齢者の健康対策事業に対しまして交付をされるもので、高齢者交通費、健康づくり助成事業のうち入浴施設利用等に関する分の助成に活用しているところでございます。次のページに移りまして一番上の緊急通報システム事業利用者負担金、その2つ下、高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金は全額が福祉課所管でございます。以上が歳入になります。

続きまして歳出の説明をさせていただきます。説明書の80、81ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、まず1節報酬は上から1番目から3番目の民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理委員会及び地域福祉計画推進委員会の委員報酬が福祉課所管でございます。2節給料、3節職員手当等、次のページに移りまして4節共済費につきましてもは、住民福祉部長及び福祉課職員及びこども政策課職員の人件費分でございます。7節報償費につきましてもは全部が福祉課所管。8節旅費につきましてもは、普通旅費のうち24万7,000円、費用弁償のうち2万4,000円が福祉課所管でございます。10節需用費につきましてもは消耗品費のうち8万2,000円、食糧費につきましてもは全額が福祉課所管でございます。次に12節委託料につきましてもは1段目の地域福祉等推進特別支援事業委託料、1つ飛ばしまして生活困窮者就労準備支援事業等委託料、その下の避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料が福祉課所管でございます。13節使用料及び賃借料、18節負担、補助及び交付金につきましてもは全てが福祉課所管でございます。18節のうち下から3段目の長与町福祉団体体育成補助金につきましてもは、このうち41万2,000円が福祉課所

管でございます。18節のうち上から6段目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、社会福祉協議会の総務及び地域福祉業務に携わります職員の人件費に係る補助でございます。その下の老人福祉センター運営補助金につきましては施設の整備及び保守点検等に係る補助金でございます。19節扶助費につきましては、次のページに移りまして上から2段目の小り災見舞金が福祉課所管、その下の24節積立金につきましても福祉課所管でございます。次に2目障害者福祉費でございます。1節報酬では下から2段目の療育指導員補助員報酬以外が福祉課所管となっております。3節職員手当と4節共済費につきましては障害者窓口相談支援専門員の期末手当と社会保険料でございます。7節報償費のうち一番下の自立支援協議会研修会時講師謝礼、8節旅費につきましては普通旅費のうち20万7,000円、費用弁償のうち13万円、会計年度任用職員通勤手当のうち8万4,000円、その下の10節需用費につきましては、消耗品費のうち10万円、食糧費のうち3万2,000円、印刷製本費につきましては全額が福祉課所管でございます。11節役務費につきましては、一番上の郵便料から6つ下まで行きまして、成年後見制度利用支援事業事務手数料までの6つが福祉課所管でございます。12節委託料につきましては、85ページの方は福祉課所管でございます。次のページ、下から4段目と3段目のひばり学級に関する分以外の分が福祉課所管となっております。85ページに戻りますけれども、障害福祉計画策定委託料につきましては、平成30年度に策定いたしました第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の3か年計画の期間が令和2年度で終了することから、令和3年度からの新たな計画策定に係る委託料でございます。86、87ページに移りまして、13節使用料及び賃借料につきましては、有料道路等使用料と駐車場使用料が福祉課所管。18節負担金、補助及び交付金につきましては全てが福祉課所管でございます。このうち18節の1番下になりますが、第33回長崎県手をつなぐ育成会西彼大会運営補助金につきましては、令和2年度に西海・西彼地区で開催されます知的障害のお子様を持つ御家族で構成をされました、県内全市町にもありますけれども、手をつなぐ育成会の県大会の開催地補助分でございます。続きまして19節扶助費につきましては、次のページまで移りますけれども、このうち87ページにつきましては上から8段目の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費以外が福祉課所管でございます。このうち上から4段目の自立支援給付費につきましては前年度比9,331万6,000円の増額をしております。全体的に障害者福祉サービスの利用件数の増加によるものですが、特に町内での就労系サービス事業所の新設によりまして利用者が増えていることが増額の主な要因となっております。また、その3つ下の自立支援医療費につきましては、更生医療に係る給付の増額によりまして前年度比1,392万6,000円の増額となっております。次のページに移りまして89ページにつきましては、一番上の成年後見制度利用支援事業費、下2つの身障者医療費と難病者医療費が福祉課所管でございます。続きまして4目原爆被爆者対策費につきましては全てが福祉課所管でございます。こちらは原爆被爆者健康生活相談員に係る人件費、

1 節報酬、3 節職員手当等、4 節共済費の増額によりまして前年度比 1 0 7 万 7, 0 0 0 円の増額計上となっております。

続きまして 1 0 0、1 0 1 ページをお開き願います。3 款 3 項 1 目老人福祉総務費は全て福祉課所管でございます。7 節報償費につきましては、まず長寿者敬老記念品代につきましては 1 0 0 歳を迎える方への記念品代、その下の長寿者敬老祝金につきましては 7 7 歳、8 8 歳、1 0 0 歳を迎える方へのお祝い金でございます。次に 1 0 節需用費のうち 2 段目の燃料費につきましては丸田荘入浴施設のボイラーの重油代、4 つ下にいきましてこちらも丸田荘の下水道使用料でございますが、いずれも利用者増加の見込みによりまして増額計上をいたしております。次に 1 2 節委託料、一番下の緊急通報システム業務委託料につきましては、ひとり暮らし高齢者など生活に不安がある方に対しまして緊急時の通報、日常生活における相談並びに定期的な安否確認ができる装置を貸与するもので、参考までに今年度の 2 月末時点の設置件数は 4 3 件となっております。次のページに移りまして、引き続き委託料で一番下の丸田荘電気保安業務委託料につきましては、これまで施設管理保守委託の中で一括委託をしておりましたが、令和 2 年度からは単独委託をすることとしたため、新たに計上をさせていただいております。1 9 節扶助費につきましては、一番下の高齢者交通費・健康づくり助成金ですが、高齢者の外出機会と健康づくり、介護予防を目的としまして、バス利用券、タクシー利用券及び健康づくり助成券のいずれか希望する券を対象者に交付し、助成をするものでございます。

歳出の方終わりまして、2 2 2、2 2 3 ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書でございますが、上から 3 番目の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が福祉課所管でございます。続きまして、主要な施策に関する説明書の 2 4 ページをお開き願います。特別職・非常勤職員報酬一覧でございますが、下から 2 段目が福祉課所管分でございます。続きまして 3 0 ページが補助金・負担金一覧。3 9 ページにまいりまして、長期継続契約予定一覧、表の上から 7 段目、A E D（自動体外式除細動器）賃貸借契約が福祉課所管分、こちらは丸田荘に設置する A E D のものでございます。続きまして 4 1 ページをお願いいたします。基金の状況につきましては、特定目的の 3 番目、地域福祉ボランティア基金が福祉課所管でございます。以上が長与町一般会計予算の福祉課所管分でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まず歳入のページを追っていきたいと思います。1 2、1 3 ページ、質疑があればどうぞ。老人福祉費負担金 1 4、1 5 ページ、社会福祉使用料、丸田荘使用料。1 8、1 9 ページ障害者自立支援給付、地域生活支援事業補助金、社会福祉費補助金。次のページ。老人保健事業推進補助金。質疑があればどうぞ。追っていきます。2 2、2 3 ページ、上の方の障害者自立支援給付費負担金。1 4 款 2 項 2 目 1 節戦没者慰霊碑等維持管理補助金と下 3 つ。一番下の在宅福祉事業費補助金。次が 2 6、

27ページ、14款3項2目1節は全て。28、29ページ、15款1項2目。地域福祉ボランティア基金運用収入と社会福祉費寄附金、存目ですね。あと32、33ページ。金子委員。

○委員（金子恵委員）

33ページ。災害援護資金貸付金元利回収金ということで、滞納繰越分がここ数年42万円そのままということで残っておりますけれども、平成3年という約30年近く前になるので、貸し付けを受けた方も高齢になってきて返していただけるのかなという話になってくるかと思うんですけれども。請求等はされてると思うんですけれども、今後この回収をどういうふうにするのか、相手方がいる話なのでなかなか解決にはいかないと思いますがお考えをお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確かに委員おっしゃるとおり、もう30年近く経つわけですけれども、毎年この回収につきましては対象者の方とも話をさせていただいております、相手側につきましても償還をする意思がございまして、向こうの意思も確認した上で毎年上げさせていただいております。もちろん高齢になっている方もいらっしゃいますけれども、そういったところも踏まえて、今後も引き続き話をしていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

これって対象者って何件ですか、お一人ではないんですか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

4件でございます。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き歳入の件で32、33ページ。34、35ページ。雑入の説明書のところで幾つかありました。次のページもあります。質疑はありませんでしょうか。戻っても構いません。歳入歳出の方も質疑をしたいと思います。まず80ページ、89ページ、3款1項1目。全般いきましようかね。103ページまで質疑がある方は受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

83ページ。社会福祉協議会の運営補助金と福祉センターの運営補助金が計上されますけど、前年予算からすると若干減額になっている状況ですね。総務費の人件費という説明がありましたけども、今の賃金等が上がる中での減額というのがどういう条件があったのか。人員が少なくなったとか、そういう部分があるのかもしれませんが、その減額になった理由があれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

社会福祉協議会の運営補助金につきましては人件費に係る分でございますが、1名今年度をもちまして定年退職をされる職員の方がいらっしゃいます。その方が引き続き令和2年度から再任用で、その分で人件費分が減額になっております。そして、老人福祉センターの運営補助金につきましては、設備の改修及び補修等に係る分ということで申し上げたんですけれども、設備の修繕等について例年計上が社会福祉協議会の方からございまして、それを町の方で精査をいたしまして、令和2年度に改修をした方がよろしいというものでいきますので、修繕する内容によって毎年額が変わってくるものから、2年度についてはそれがたまたま減額になったというようなことでございます。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

社会福祉協議会の運営補助金の方ですけども、総務の人件費で、対象人数はどれくらいなんですか。そこが分かれば教えていただきたい。

○委員（金子恵委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

令和2年度運営補助金の対象人数につきましては17名分となっております。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

緊急通報システムのことを聞きたいんですけど、今利用されてる方っていうのは何名ぐらいいらっしゃるんでしょう。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今年度の2月末の数字になりますけれども、43件の方が利用をされております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今までで、実際に緊急通報が入ってコールセンターが受けて、そこから御家族とか救急車を呼ぶと思うんですけど、救急車が出動するようなケースとかそういったのはどのくらいあったのか教えていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今の機種に替えたのは平成30年度からなるんですけど、平成30年度は緊急通報についてはゼロ件で、今年度が1件緊急通報がございました。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

87ページの3款1項2目19節扶助費の障害者福祉タクシー助成金、昨年度から増額して事業拡充を図ると。そのこの拡充になる部分の説明をいただけますでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

障害者タクシー助成券につきましては、対象者の範囲がございますけれども、そのうち視覚障害者の方につきましては所得制限がございましたが撤廃しております。それとこれまではタクシー券の500円券の24枚で1万2,000円分ございましたが、例年要望をいただいております、ガソリン券も選べるような見直しを行っております。ただし、ガソリン券につきましては3,000円分の補助をさせていただく予定にしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで福祉課所管の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。場内の時計で15時35分まで休憩いたします。

（休憩 15時25分～15時34分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

ただいまより、こども政策課所管についての質疑を行いたいと思います。まずは提案理由の説明について求めます。高田保育所の方から。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

それでは高田保育所に係る予算の説明をさせていただきます。まず歳入から御説明いたします。説明書の12、13ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金の2段目のスポーツ振興センター共済保護者負担金2万3,000円が高田保育所所管となります。次に14、15ページをお開きください。12款1項2目2節、児童福祉使用料が高田保育所所管となります。次に20、21ページをお開きください。13款2項2目2節民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金7,329万円のうち378万7,000円が高田保育所所管となります。内訳は58万7,000円が一時預かり事業、320万円が地域子育て支援拠点事業です。次に22、23ページをお開き下さい。14款2項2目2節、子ども子育て支援交付金7,329万円のうち378万7,000円が高田保育所所管となります。内訳は58万7,000円が一時預かり事業、320万円が地域子育て支援事業です。36、37ページをお開きください。19款5項1目雑入、上から4段目の副食費が高田保育所所管となります。

次に歳出について御説明いたします。94、95ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費でございますが、平均87名の入所児童に対する通常保育と年間600名の一時預かりの保育サービスの実施を想定しての予算となっております。加えて子育て支援センター運営費となっております。前年度比1,468万9,000円の増でございます。増額の主な理由として医療的ケア児の受け入れを予定しており、そのための看護師配置として340万円ほど。また一時預かりの受け入れを100名の拡充を計画しておりまして45万円ほどの増額となっております。ほかに会計年度任用職員の影響で767万円ほどの増額となっております。それでは節ごとに昨年度と異なる部分を説明いたします。1節報酬の2段目から6段目は会計年度任用職員制度の導入による職員の報酬となります。3,795万円で昨年度と比較して2,261万9,000円増額されています。6段目は医療的ケア児受け入れのための看護師の配置となっております。2節給料は正規職員11名と再任用短時間職員1名分の給料です。3,647万8,000円で133万9,000円の増額となっております。3節職員手当は正規職員分と会計年度任用職員の期末手当です。2,614万8,000円で548万2,000円の増額となっております。4節共済費は新たに会計年度任用職員の社会保険料が計上されました。1,627万4,000円で283万2,000円の増額となっております。説明書には記載されておりませんが、前年度の7節賃金1,900万6,000円が報酬に移行したので減額となっております。96、97ページをお開きください。12節委託料の給食調理委託料が給与ベースアップがありました。907万8,000円で89万1,000円の増額となっております。ほかは昨年度とほぼ同様となります。

高田保育所の所管は以上です。よろしくお願ひします。

○委員長（河野龍二委員）

それではただいまから高田保育所所管についての質疑を行います。歳入歳出いずれでも構いません。質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

医療的ケア児の受け入れ体制を整えるということですがけれども、これは今後に備えてなんでしょうか。それともそういう予定の子がいるということなのか。県とか国の方でも医療的ケア児の受け入れというのは喫緊の問題になっていて、それを実施されている所もあるようですけれども、その辺りをお聞きします。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

4月に入所を希望されているお子様がお1人おられまして、入所の受け入れに向けまして整備を行っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

看護師が常駐されるということですがけれども、その子によっては親御さんが定期的に、その1日のうちにお昼だったり、実際に来てから食事とかお腹から入れたりとか、そういうことを親御さんがされる場合もあるかと思うんですが。今回入所される子どもは、そういうのは結構大変なんですかね。個人的な情報なのでどうなのかと思いますけれども、それが皆さんの負担にならないのかというところではいかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

希望をしておられるお子様はゼロ歳児の女の子です。出生時に気管軟化症ということが分かったそうで気管切開を行っております。そこに痰が溜まるので吸引が必要なお子様です。離乳食は3回順調に食べられているようで、痰の吸引以外には医療的ケアは必要はありません。発育も良好でとても表情が良い、元気が良いお子様でした。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

これは、こども政策課長の答弁になるかもしれないんですけども、町立保育所と民間、認可保育所の違いは、国、県支出金が運営費補助金という形で民間の方には出ますよね。ここで国県支出金が一定額出ているのは、どこに出てるんでしょうか。どこに充当されているかをざっとでいいですので説明ください。細かい金額は要りませんので。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

高田保育所で一時預かり事業というのをしております、これが国、県の子ども子育て支援交付金という補助金で運営をしてる分になりまして、この56万7,000円というのは一時預かりの分の補助金になっております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

一時保育の預かり数が600名で、これを100名さらに増やすということでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

今年度500名の受け入れを予定をしております、来年度は600名を予定しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これは1日当たり何名くらいまで預かれるような体制なのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

平均いたしますと3名から4名なんですが、予約の人数に合わせて職員を配置しております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

予約制なんですね。もうちょっと利用の仕方っていうのを教えていただければ。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

前月の中旬ぐらいまでに予約をいただきまして、職員の人数が満たるように次の1か月分を調整を行って、受け入れている状況です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると現在の500名というのは、それを利用するために登録されている数なんですか。それとも年間で今は500名ぐらい預かるのを、もうちょっと預かれるようにするということでしょうか。もう一度お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

おおよそ500名の方を預かれるだろうという試算をいたしまして、予算を要求いたしました。500名というのは延べ利用者数になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

歳入の雑入の副食費のところを考え方なりをお伺いしたいと思うんですけども、幼保無償化の関係で保育料の負担が無くなった分、副食費の負担が増えたっていうのがあって、この162万円というのがおおよそどれくらいの副食費が保護者の負担になるのか、そこら辺が分かれば教えていただきたいと思います。

○委員（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

4,500円を30名と想定して12か月分で計上いたしております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的なことをお伺いしますが、副食費の中身についてももう少し詳しく教えていただければと思います。

○委員（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

副食費の内訳ですが、3歳以上児は主食を家庭から持ってきていただきますので、副食のおかず、おやつ、お茶、牛乳になります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

97ページの図書購入費1万円、少な過ぎると思うんですが、来年はもう少しこの図書購入費を増額した方がいいのではないかと思いましたので、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

検討させていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

なければこれで高田保育所の質疑を終了したいと思います。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

続きまして、こども政策課の質疑を行いたいと思います。提案理由の説明を求めます。村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは早速、こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。まず歳入でございますが12ページ、13ページをお開きください。11款1項1目民生費負担金のうち1節と2節がこども政策課所管でございます。1節児童福祉費負担金（保育料）につきましては、無償化に伴い前年度と比較して約5,800万の減となっております。また3行目の病児・病後児保育事業負担金につきましては時津町から負担金をいただくこととしております。次に2目1節保健衛生費負担金、養育医療費保護者負担金はこども政策課所管です。次に18、19ページをお開きください。13款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち56万2,000円がこども政策課所管分で育成医療費の国庫負担で補助率は2分の1となっております。3行目、障害児入所給付費等国庫負担金は補助率が2分の1となっております。次に2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金がこども政策課所管分でございます。保育所運営費負担金につきましては、無償化に伴い対前年比14億3,600万円の増となっております。次に4節子育てのための施設等利用給付交付金がこども政策課所管です。無償化に伴い新規に創設をされました給付費に対する国庫負担金で補助率は2分の1となっております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医

療費の国庫負担金で補助率は2分の1となっております。20ページ、21ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金のうち3行目以外がこども政策課所管です。保育所等整備交付金の補助率は補助基準額の3分の2となっております。子ども子育て支援交付金は幼稚園の副食費の助成が新たに対象となっております。補助率は3分の1です。認定こども園施設整備交付金の補助率は補助基準額の2分の1となっております。子ども・子育て支援事業費補助金は無償化に伴う事務費で令和2年度まで全額国庫負担となっております。次に3目1節保健衛生費補助金のうち3行目の妊娠・出産包括支援事業補助金がこども政策課所管です。産後ケア事業に対する補助金で補助率は2分の1となっております。次に3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。22ページ、23ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち28万1,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1が県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1県費負担金でございます。次に2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金がこども政策課所管です。2節保育所運営費負担金が4分の1県費負担、2行目の施設型給付費等事業費補助金は1号認定子どもの地方負担部分に係る分で2分の1県費負担。4節子育てのための施設等利用給付交付金は4分の1県費負担金です。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の4分の1県費負担金です。次に2項2目1節社会福祉費補助金の4行目から6行目がこども政策課所管です。小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費は4分の3県費補助、福祉医療費補助金と軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金は2分の1です。福祉医療費補助金は乳幼児の分で約200万円の減額、ほかは例年並みとなっております。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。1行目の放課後児童健全育成事業費補助金は母子家庭に対する保育料の補助で県費が2分の1、保育対策総合支援事業費補助金は認可外保育所に対する補助金で県費3分の2補助です。3行目の子ども子育て支援交付金は県費3分の1補助で、国庫同様幼稚園の副食費助成が新たに対象となっております。30ページ、31ページをお開きください。17款2項7目1節地域福祉ボランティア基金繰入金がこども政策課所管です。保育所等整備交付金の町の負担部分、補助基準額の12分の1相当分を地域福祉ボランティア基金より繰り入れるものでございます。32ページ、33ページをお開きください。19款5項1目1節雑入です。次の35ページの上から9行目、養育医療費返還金がこども政策課所管です。養育医療費が確定をしましたあとに福祉医療費負担分を充当するものです。下から11行目、保健事業参加者負担金のうち11万5,000円がこども政策課所管です。離乳食教室など母子保健事業の参加者負担金となっております。下から5行目の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課です。児童館にあります放課後児童クラブから水道光熱費分の受け入れを行っています。歳入は以上です。

続きまして歳出です。80ページ、81ページをお開きください。3款1項1目社会

福祉総務費のうち、1節報酬の4行目から6行目がこども政策課所管です。一般事務補助パートは福祉医療費をはじめ子育て支援系の事務補助をお願いする予定です。3節職員手当等の一番下の会計年度任用職員期末手当は一般事務補助パートと児童虐待防止専門員の分となっています。82ページ、83ページをお開きください。4節共済費の会計年度任用職員社会保険料は児童虐待防止専門員の分となっています。8節旅費の普通旅費のうち3万4,000円、研修旅費のうち4万2,000円、費用弁償のうち6万2,000円と会計年度任用職員通勤手当4万8,000円がこども政策課所管となっております。10節需用費の消耗品費のうち1万6,000円と印刷製本費の28万4,000円がこども政策課です。印刷は福祉医療費の受給者証や封筒代が主なものとなっています。次に11節役務費の審査支払手数料は子ども医療費の現物給付化に伴いまして前年度より約200万円増額となっております。次に12節委託料は2行目の福祉医療費システム保守委託料のみがこども政策課です。次に18節負担金、補助及び交付金のうち下から3行目、長与町福祉団体育成補助金のうちの18万円がこども政策課です。長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金となっています。次に19節扶助費の1行目から6行目と次のページの1行目の寡婦医療費と3行目の子ども医療費がこども政策課です。子ども医療費は現物給付化によりまして対前年度比1.4倍で計上しております。

次に2目障害者福祉費です。障害児に関する部分がこども政策課所管となります。1節報償費5行目の療育指導員補助員報酬がこども政策課所管です。補助員3名分となっています。次に7節報償費の1行目から3行目がこども政策課所管です。託児つきの講習会を開催する予定としております。8節普通旅費のうち2万8,000円、費用弁償のうち8,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち7万2,000円がこども政策課所管です。10節需用費の消耗品費のうち20万円、食糧費のうち2万5,000円がこども政策課です。ひばり学級の訓練用教材費などになります。11節役務費の一番下と下から2行目がこども政策課所管です。通所給付費と育成医療費の支払い事務手数料となっています。12節委託料で次のページをお開きください。下から4行目と3行目のひばり学級施設管理委託料と療育指導業務委託料がこども政策課所管です。令和2年度からひばり学級事業内容の充実を図るために、これまでの5人体制から6人体制とする予定です。13節使用料及び賃借料のうち自動車借上料がこども政策課所管です。17節備品購入費16万5,000円はこども政策課所管です。知能検査を行う器具を購入予定としております。19節扶助費の上から8行目、小児慢性特定疾患日常生活用具給付費と88ページ、89ページ。上から2行目の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費がこども政策課所管になります。障害児通所給付費が年々増加傾向にありましたが、ひばり学級の利用期間の見直しを図ったことから、通所へ移行する人数が減少傾向にあるため減額をしております。

90ページ、91ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管となります。前年度と比較をしまして3億4,270万円の増額となって

おります。主な要因は保育の受け皿整備と幼児教育無償化です。それでは節ごとに変更点を説明していきたいと思っております。1節報酬の3行目、一般事務補助パート報酬は、令和2年度まで無償化に関する事務費が全額国庫負担となっておりますので、無償化となって新たに発生した事務について対応をしていただくこととしております。3節職員手当等の時間外勤務手当と会計年度任用職員期末手当、それから4節共済費、8節旅費の一部と次のページにいきまして、10節消耗品費の一部と11節役務費の郵便料についても、幼児教育無償化の事務に伴い発生をする分で全額国庫補助の対象となっております。役務費の上から4行目、子育てワンストップサービスシステム利用料につきましては、今年1月15日から新たにスタートしましたサービスとなっております。児童手当などマイナンバーを活用した電子申請が可能となりました。12節委託料の4行目、病児・病後児保育事業委託料は昨年8月よりスタートしましたので、31年度は8か月分、令和2年度は1年分ということで、今年度より約390万円増額となっております。18節負担金、補助及び交付金の一番下の保育所等整備交付金は、町内の幼稚園を認定こども園として建て替えるための補助金となっております。保育の受け皿が60人分増える予定となっております。19節扶助費の3行目、特定教育・保育等実費徴収補足給付費は、新制度に移行していない未移行の幼稚園の副食費につきまして、保育園同様、第3子と年収360万未満相当の世帯を対象に助成を行うもので、無償化に伴い対象拡大された制度です。扶助費の4行目、子育てのための施設等利用給付費は無償化に伴い新設をされた制度で、未移行幼稚園の保育料をはじめ、預かり保育や認可外保育施設の利用料となっております。次に2目児童福祉運営費、18節負担金、補助及び交付金は全て保育園、こども園、幼稚園に対する補助金です。前年度より約3,700万円増額となっております。1行目の障害児保育事業補助金は障害児を受け入れている園に対して単独で助成を行っています。一番下の一時預かり事業補助金は保育園の一時預かりと幼稚園が行ってます預かり保育に対する補助金です。一時預かりを実施する園が1園減ったことと、幼稚園の預かり保育については今年度の実績見込みに合わせまして減額をしております。下から2行目と3行目は認可外保育施設に対する運営補助金と施設衛生・安全対策事業補助金は保育士の健診費用の一部を助成をするものです。そのほかは各保育園等に対する運営補助金です。認定こども園と幼稚園につきましては、無償化に伴い保育料分が補助金に上乗せをされるため増加傾向となっております。入所児童の増減見込みによりそれぞれ計上いたしております。98ページ、99ページをお開きください。4目児童館費です。前年度と比較をしまして776万9,000円の増額となっております。主な要因としましては大きく2点、会計年度任用職員に伴うものが約548万円、北児童館の工事が約273万円です。それでは節ごとに変更点のみ御説明をいたします。1節報酬のパート報酬は前年度より12万8,000円増額、児童厚生員報酬は154万円増額となっております。3節職員手当等は児童厚生員10人分の期末手当です。次に100ページ、101ページをお開きください。14節工事請負費は先程申し上げました北児童館の屋

上防水塗装工事で、公共施設等総合管理計画に基づき長寿命化を図るための工事を予定しております。ほかは例年並みとなっております。

108ページ、109ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費です。1節報酬のパート報酬のうち5万7,000円がこども政策課所管です。予防接種の予診票のチェックをお願いしております。8節普通旅費のうち8,000円、研修旅費のうち1万円、会計年度任用職員通勤手当のうち1万2,000円、10節消耗品費のうち2万4,000円、印刷製本費のうち26万6,000円、12節予防接種委託料のうち1億1,197万6,000円、19節予防接種助成費がこども政策課の所管です。昨年度との変更点はロタウイルスワクチンが今年の10月から定期接種となります。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管です。それでは節ごとに変更点のみ御説明をいたします。1節報酬の一般事務補助パート1人分と3行目の保健師パート報酬の一部と下から3行目の子育て支援専門員2人分が子育て世代包括支援センターの報酬です。4月より相談員1名の勤務時間を増やしまして、さらに週1のペースで保健師を増員し相談事業の強化を図る予定としております。それ以外の報酬は母子保健事業と訪問事業と産休育休代替の分になります。母子事業のスタッフは31年度までは謝礼金として報償費で支払っていましたが、令和2年度より会計年度任用職員へ移行し報酬として支払う予定です。3節会計年度任用職員期末手当は子育て支援専門員と補助員の3人分になります。4節会計年度任用職員社会保険料は子育て支援専門員と補助員と育児休業代替パートの4名分です。7節報償費は報酬へ移行した分を除きまして講師謝礼や医師等謝礼などが残っています。110ページ、111ページをお開きください。12節委託料の3行目の健康管理システム月間保守管理委託料につきましては、これまで健康保険課で一括契約し支払いをしておりましたが、こども政策課で半分使っておりましたので2年度からは折半して計上することとなりました。ほかは例年並みとなっております。

最後に172ページ、173ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費はこども政策課所管です。18節負担金、補助及び交付金は、昨年まで計上しておりました幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園預かり保育促進事業補助金は、ほぼ無償化に移行しましたが、預かり保育促進事業補助金につきましてゼロ歳から2歳児クラスの課税世帯が無償化の対象外となったため、その分として54万円を計上しております。

次に主要な施策に関する説明書の13ページ、14ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としましては7項目掲載をさせていただいております。1つ目は福祉医療費助成事業です。小中学生を対象としました子ども医療費につきまして、4月診療分より現物給付とすることによりまして前年度予算額より約1,600万増額となっております。2つ目は心身障害児通園事業ひばり学級です。これまで管理公社職員5名とパートとして療育指導員2名の計7名で事業を行っていましたが、事業の充実を図るために管理公社職員を1名増員し6名、パートを3人で1.5人分としまして、計7.5名体制に強化をしまして療育活動のさらなる充実を図ることとしております。3つ目

は保育所等整備交付金です。現在私立幼稚園でありますあやめ幼稚園を幼保連携型認定こども園として施設整備を行い保育の受け皿確保を図ります。4つ目は幼児教育無償化事業です。子育て世代の経済的負担の軽減と幼児教育の機会保障を担保するために、幼稚園や認可外保育施設、預かり保育等の利用料を助成します。5つ目は保育所・認定こども園・幼稚園の施設型給付費補助金でございます。幼児教育の無償化の影響もありまして前年度より約4,200万円の増額となっております。6つ目が子育て支援センター事業です。おひさまひろばにおきまして住民ニーズの高かった日曜開館を月1回のペースで実施をします。最後に子育て世代包括支援センター事業です。総合相談窓口の充実を図り、虐待予防に努めるため人員体制の強化を行っております。

以上がこども政策課所管分です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。歳入を追っていきたいと思います。まずは12、13ページ。11款1項2目1節。質疑があればどうぞ。18ページ13款1項1目と2目、20、21については13款2項2目、3目と一番下。続きまして、22、23ページ、14款1項1目、2目そして14款2項2目1節、2節、それぞれあります。ありませんか。30、31ページについては17款2項7目。雑入がありましたね。

ありませんか。戻っても構いません。歳出で80ページ、89ページ。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

歳入の12、13ページ。病児・病後児保育事業負担金ということで、時津町からこの金額が出ておりますけれども、昨年までは長与が7割、時津が3割ということで、本年度からは実績によって負担割合が決まっていくということでしたけれども、今年この157万2,000円の割合というのは、利用者数によつての按分になるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

当初予算の方では長与町が7割、時津町が3割という形で計上をさせていただきまして、翌年度に利用実績に合わせて精算をさせていただいてます。例えば8、2であればこちらが戻したりですとか、6対4であればたくさんいただいたりとか。当初予算では7対3の割合で負担金を計上させていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

歳出も構いません、80ページ、81ページ。民生費、社会福祉費のこども政策課分、82、83ページもそれぞれこども政策課分が幾つかあります。質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あやめ幼稚園の建て替えで保育所整備交付金2億6,135万2,000円、交付金で

これだけ出すということだと思っんですが、全体事業費はどれくらいになるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

全体事業費としては約5億4,000万円となっております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

建て替えということで、最近いろんな保育園の建て替えとかもあつたようでございますけども、現地で建て替えるんですよね。現地を壊して、その間の運営っていうのはどっかで計画をされるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

同一敷地内で園庭に新しく園舎を建てまして、今の園舎を壊して園庭にするという計画となっております。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

同じ件で、こういった施設の建て替えとかはどういった流れで最終的に決定するものなのか。どこか施設が建て替えたいと思えば申請を出して、園負担もあると思うんで資金計画とかもあると思うんですけども、そのシステムを教えてください。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在私立幼稚園ですけども、認定こども園に移行をしていきたいという御相談を受けております。そののちに園舎の耐震計算をされたところ、非常に耐震化がよろしくなかったということで、今の園を改築するというのが非常に難しいということで、建て替えまして乳児室を造るといふのと、給食室も造らないといけませんので全体的な建て替えになっております。もちろん教育保育の受け皿の部分というのは町の計画がございますので、それに則った形で町としては保育の受け皿がこれだけないと困りますというような話もさせていただきながら、双方の意向が合致したということで、こちらの補助申請となった経緯がございます。

○委員長（河野龍二委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

その部分をお聞きしたかったんですけども、今は町としては計画に基づいて保育の受け皿の充実を図ってきていると思うんですね。新設の保育所とか認定こども園とかここ数年で増えてきました。先日一般質問の中で出生児数が減ってきているという報告もございました。ということは、あと数年は今のままでいいのかもしれないけども、このまま減少傾向が続くと補助金を出して造ったはいいが、今後その運営が厳しくなる想定とかは、総合計画の中でしていくんですか。それとも担当課の中で将来的なものを考えた上でこういった計画を立てているのか。将来的なことを見据えた上でお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

委員言われるように出生数というのは減少傾向にございます。ただ、今まで幼稚園に行かれていた方が、保育園に行きたいという希望の方が移行をしております、3歳から入園するのではなくて、お誕生日が来た1歳ぐらいから入所を希望される方が非常に多くなりまして、幼稚園から保育園に移行してらっしゃるというのが1つはございます。というところで、子どもの数は減ってるんだけど、保育所に入所希望数っていうのは今でも増加傾向にございます。2年度の施設整備をした時点で長与町の保育所の受け皿の整備は一応完了と私たちの方では考えております。それは子どもの出生の見込み数であるとかを見越した上で、これがマックスだというふうに考えております。そして委員言われるように、今後もし減少してきた場合、これはまだ先のことになりますけれども、高田保育所を一般財源で全て運営をしてる部分がありますので、保育所事業を少しずつ縮小しながら、補助事業の方に転換をしていこうと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じあやめ幼稚園のことなんですけれども、建て替えはいつ頃出来上がって、いつからこども園として開園できる予定なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

完成予定は令和2年度末になっております。令和3年度から認定こども園という形でスタートをする予定としております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この事業に地域福祉ボランティア基金から繰り入れされてますけれども、地域福祉ボ

ランティア基金というのは「福祉」と入ってますし、児童福祉だと思うんですが、この説明によると「地域福祉の向上を目指し福祉活動清掃活動の推進やボランティア活動の育成を図るため」とあって、これを読んだだけで清掃活動とかボランティア活動という個人、小規模な団体とかのためのものなのかなと思ったんですが、保育所整備等に使うこと自体は基金の目的として問題はないのでしょうか。確認ですけども。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

各保育園というのは入所をしている子どもだけではなく、園庭開放したりですとか、一時預かりをしたりですとか、地域との交流をしながら地域福祉にも貢献をされているところで地域福祉ボランティア基金の活用をお願いをしているところです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

基金を使うに当たっては、地域福祉ボランティア基金の管理委員会等で合議をされたりして決定されることなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

のぞみ保育園の建て替えがスタートだったと思うんですけど、そこの園の建て替えをするときから地域福祉ボランティア基金を一般財源に充当するというので、先程言われました地域福祉ボランティアの管理運営委員会の方に話はさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（金子恵委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

子ども医療費ですけども、4月1日から現物給付が始まるということで既に準備は十分にされていると思いますけども、4月1日からすぐ、医療費に掛かった分は現物給付が可能になってる状況なんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子ども医療費の受給者証というカードがございまして、それを持ってきましたら現物

給付になるということになりますので、3月末のぎりぎりの時点で発送をさせていただこうと思っております。あまり早く到着し過ぎると間違えてそれを使ってしまうたりということがございますので、3月末に発送予定としております。

○委員（金子恵委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

医療が継続されてる場合、例えば3月から入院して4月にも入院期間があったという場合も4月からはそういう対応になると捉えてよろしいのでしょうか。

○委員（金子恵委員）

村田課長。

○委員長（河野龍二委員）

償還払いのときからだったんですけども、ひと月ごとに請求をしていただくというシステムになっておりまして、3月分までは申しわけないですけど一旦お支払いして償還の請求をしていただく。4月分からは現物給付になってまいります。

○委員（金子恵委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

現物給付についてお尋ねします。これは町外の医療機関でも対応できるんですよね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

西彼杵医師会と長崎市医師会と契約をさせていただいております。ですから長崎市、長与、時津、西海市の方で現物給付となっております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

83ページの3款1項1目19節扶助費のところ、母子家庭の母医療費と父子家庭の父医療費と、あとそれぞれ子どもの医療費、母子家庭と父子家庭をわざわざ分けてるのは何か補助するのに、条件等が母子家庭と父子家庭では違うからなんですか。国の方で分けるようになってるとか、わざわざ分けてあるのは何か理由があるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

この扶助費の2分の1が県の補助金となっております、県の様式が母子家庭の母と母子家庭の子、父子家庭の父と父子家庭の子ということで分けて明細を書くようになっております、その補助申請をしやすいように分けているような状況です。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

実際の制度の内容と違ってというのは母子家庭と父子家庭で差はないんですね。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

補助の方法につきましては、差異はございません。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

81ページ、職員手当の中で前年度と比較したんですけども、時間外勤務手当が約400万円ほど、ここだけで極端に減ってるんですけども、何か理由があるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

ここの分が子育て支援系の部分になるんですけども、3款2項1目の職員手当の中に時間外勤務手当395万7,000円計上をさせていただいております。時間中は通常業務に集中をしまして、時間外の方で無償化に対応する事務を行うということで、こういう組み方をさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

もう1点、ここの特殊勤務手当というのは、どういう業務になるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

例えば土日とかに親子の方が非常に危険な状態にいらっしゃって、そういうときに特別に仕事をした場合、特殊勤務手当というのを支払いをさせていただいております。緊急対応した分になります。児童虐待であったりとか障害児の方の対応をしたりですか、そういった場合に特殊勤務手当の方が支給されております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

89ページの上の障害児通所給付費が減額になったということで、さっき理由をおっしゃってたと思うんですが、もう1回お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

障害児通所給付費には、未就学の子どもが行ってまず発達支援事業と就学後に行ってる放課後等デイサービスというのがございます。未就学の発達支援事業が長与町独自で事業をしますひばり学級がありまして、ひばり学級が以前は半年で期間を区切って通所に移行をしてたんですけども、ひばり学級が低年齢期で親子の療育をして非常に人気がございます、そちらの利用期間の半年というのを無くしました。必要のある子には半年を過ぎても利用ができるようにいたしました。その結果こちらの通所給付費の方に繋がるのではなくて、ひばり学級を継続して利用をしたいという方が非常に多くございまして、結果として通所給付費利用者が減ったということでございます。全体として放課後等デイサービスは増えてはいるんですけど、未就学児が使われている事業の方が止まってるっていう状況で、例年増えてたんですけども補正を今回させていただいてるところもありますけど、昨年並みということで減額をさせていただいています。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑は。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

主要な施策の14ページをお願いします。衛生費の母子衛生費ですね。子育て世代包括支援センターの充実ということで予算が増額されてるんですよ、次年度はですね。この子育て世代包括支援センターというのは保健師を1人以上置くとか、いろんな条件があるんですけども、この充実させる内容を教えていただきたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

包括支援センターには現在、保健師と保育士と補助員の3名体制で行っております。そのうち保健師につきまして勤務時間を週31時間から36.25時間に増やして相談窓口にも長く居てもらう時間を増やしております。プラスしまして保健師を週に1回程度、別に雇うようにしております。相談員が外出をしたりですとか、訪問に行ったりですとか、不在になることも出てまいろうかと思っておりますので増員を図っているような状況です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

こども政策課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

本日の日程はこれで終了いたします。明日も9時半から委員会を再開いたします。

本日はこれで終了いたします。お疲れさまでした。

(散会 16時45分)